

建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

平成29年3月7日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員 長	櫻田 貴久	副委員 長	齊藤 誠之
委員	鈴木 伸彦	委員	鈴木 紀
委員	君島 一郎	委員	吉成 伸一
委員	山本 はるひ	委員	玉野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

上下水道部長	邊 見 修	水道課長	釣 卷 正 己
水道課長補佐 兼黒磯・塩原 事業所長	関 谷 逸 夫	総務係長	宇賀神 晶 子
営業係長	佐 藤 富 弘	建設係長	斉 藤 哲 也
施設管理係長	高 野 茂	下水道課長	黄 木 伸 一
下水道課長 補佐兼 施設係長	室 井 正 幸	普及係長	道 音 正 夫
管理係長	和 氣 広 美	下水道 建設係長	武 藤 泰 治
生活環境部長	山 田 隆	環境管理課長	白 井 一 之
環境管理課長 補佐	小 高 裕 一	環境企画係長	染 谷 未 央
環境衛生係長	飯 田 大 助	環境対策課長	相 馬 勇
環境対策課長 補佐兼廃棄物 対策室長	河 合 浩	公害対策係長	渡 邊 静 雄
一般廃棄物 担当副主幹	渡 邊 章 二	産業廃棄物 担当副主幹	川 崎 尚 江
那須塩原 クリーンセン ター所長	月 井 幸 一	那須塩原 クリーンセン ター清掃係長	大 島 貴 博

生活課長	鹿野伸二	生活課長 補佐兼 生活安全係長	増 潤	剛
消費生活係長	印南恵子	消費生活 センター所長	菊 地 淳 子	

出席議会事務局職員

書記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 審査事項

〔上下水道部〕

- ・上下水道部長挨拶

〔水道課〕

- ・議案第30号 那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
予算常任委員会（第三分科会）
- ・議案第15号 平成29年度那須塩原市水道事業会計予算

〔下水道課〕

- 予算常任委員会（第三分科会）
- ・議案第 7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第11号 平成29年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
- ・議案第12号 平成29年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算

〔生活環境部〕

- ・生活環境部長挨拶

〔環境管理課〕

- ・議案第45号 第2期那須塩原市環境基本計画について
予算常任委員会（第三分科会）
- ・議案第 7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第14号 平成29年度那須塩原市墓地事業特別会計予算

〔環境対策課〕

- ・議案第46号 那須塩原クリーンセンター長寿命化総合計画について
予算常任委員会（第三分科会）
- ・議案第 7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算

〔生活課〕

予算常任委員会（第三分科会）

・議案第 7 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計予算

4. その他

5. 散 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○櫻田委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、3月定例会の常任委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会で当常任委員会が審査すべき案件は、条例の制定案件3件、一部改正案件4件、計画等案件6件、その他の案件2件及び陳情1件でございます。

なお、予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき予算案件5件につきましては、関係所管課のところで随時予算常任委員会（第三分科会）へ切りかえて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重な審査をお願いしたいとともに、円滑な進行にご協力くださるようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○磯議会事務局書記 ありがとうございます。

それでは、3の審査事項に入ります。

ここからの議事進行は委員長のほうでお願いいたします。

○櫻田委員長 それでは、ただいまから審査に入ります。

次第により順次進めてまいります。



◎水道課の審査

○櫻田委員長 初めに、邊見上下水道部長からご挨拶をいただきたいと思えます。

部長。

○邊見上下水道部長 （挨拶。）

○櫻田委員長 ありがとうございます。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 それでは、水道課の審査に入ります。

議案第30号 那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○釣巻水道課長 （議案第30号について説明）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 今回のその3点の改正がなされることによって、この条例に基づいて休暇、そういったものを取得される方というのは、上下水道、今回水道のほうで上がってきていますんで、対象者としてはいるんですか。届け出を出すということ。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○釣巻水道課長 これは今回、企業職員のというふうなことでございますけれども、一般職員につきましても同じ改正をしております。それで水道課において、育児休業を利用するような対象者もでございます。また介護休暇、介護支援に当たる者も対象者はおりますけれども、またそれらがなされるかどうかというのはまだこれからのこととなりますので、対象者はおります。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見等がないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時15分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第30号 那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、議案第30号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第15号 平成29年度那須塩原市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

○釣巻水道課長（議案第15号について説明）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 それでは、具体的にお伺いしますが、主な建設改良事業のフェンス更新事業については今説明ありましたんで、よくわかりましたが、2のほうの配水設備拡張ということで漏水管並びに配水管それぞれ更新していく事業が入っているわけですけども、この地区とかそういったものがあると思いますんで、詳細な説明をお願いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○斉藤建設係長 地区別の延長としてお答えいたします。

まず、黒磯地区が石綿管が3.5km、西那須野地区が約1km、塩原地区が0.8km、合計5.3kmとなっております。そのほかに老朽铸铁管がありまして、黒磯地区が約0.7km、老朽铸铁管は黒磯のみとなっております。

配水管整備事業としまして、黒磯地区が2.2km、西那須野地区が3.5km、合計5.8kmとなっております。

以上になります。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 それぞれ黒磯、西那須野両方お聞きしたんですが、これ地域はばらばらですか。大体固まった地域で、老朽铸铁管はもう入っているところが決まっていますから、それは駅前というのわかるんですけども、そのほかの老朽管の更新工事なんかは黒磯、西那須野、塩原それぞれこの地域がことしに関しては集中的に行うとか、そういう

うふうな計画になっているんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○釣巻水道課長 老朽管更新事業、石綿管も同じなんですけれども、漏水の発生している箇所とか、布設年次の古い順、そして緊急度の高い順というふうなことで設定しておりますので、今言ったその各地区のその事業の内容につきましては、どの地区を何kmやらなくちゃならないというふうな計画でなく、その必要、漏水等の状況とか管の状況、古い状況とか、緊急性のあるものというふうなことで選定をしております。

以上でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

あと、このところ毎回ですけれども、収益的収入及び支出の中の収入のほうですけれども、第3項の特別利益ということで、東電から入ってくるわけですけれども、これ前回、去年に関して言えば満額で入ってきているということだったんですが、今回も満額で入ってきているという金額になっているんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○釣巻水道課長 今年度につきましては、一度請求して決定しております。内容については一部減額になっております。その減額の内容につきましては、この放射能災害が起きる前にも経常的に行っていた分のその汚泥の排出については、この事故に伴わなくても起こっていた分というふうなことで一部その分が減額になって、実質放射能の汚染によって排出するその汚泥の分だけということで一部減額になっております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 一部減額の金額としてはどのぐらい。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

〔「失礼しました、今の話は28年度の」と言う人あり〕

○吉成委員 ですから、要は請求に対して満額なのかという、この予算計上がという質疑。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○宇賀神総務係長 すみません、先ほど課長が説明したのは28年度分に収入になる実績の金額と経緯についてご説明させていただいたので、大変申しわけございません。

〔「28年度決算ということになるわけですね。ことしの9月の話になるわけですね」と言う人あり〕

○宇賀神総務係長 はい、その続きでよろしいですか。

それに対して申し上げますと、今回1,600万円請求したところ、実際、昨年度までは請求額そのものを入れてきたんですが、今年度からは東電のほうもよく内容の審査するようになって、もしくは基準が変わったのか、これまで例年計上していた経常的な経費については差し引きますよというような形で900万ほど減額されてしまいました。ですので、平成29年度のこちらの予算の計上に関しては、減額を予想されるものについては省いた金額で計上させていただいております。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 900万減額になった、当然、東電からの理由説明というのはあったわけですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○宇賀神総務係長 こちらについては、例年汚泥のものについては、実際その放射能の計測は放射能の原発の事故があった以前は計測はしておりませ

んでしたが、それについては経常的にやっていた作業ということで、その部分については濃度にかかわらず差し引きますよというような形で、放射能の測定値いかににかかわらず、その経費については省かれてしましまして、今回はその実際の水道水の放射性物質の検査というものと、あと浄水発生土の放射性物質の分析検査と、汚泥搬出の業務の搬出というもののみしか回答がございませんでしたので、こちらについてのみ平成29年度のものについては計上いたしました。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 そういものに対して、市のほうから水道課のほうから、異議申し立てみたいな形でということはこれはどうなんですかね、されないわけですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○釣巻水道課長 内容によりまして、当然言うべきときは言う。今言う内容につきましては、この経常的にかかっていたものというふうなものについては、やむを得ないのかなというふうなことで考えております。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

君島委員。

○君島委員 すみません、資本的収入支出におきまして、今年度の留保資金、これを7億6,887万円をこちらに充当するよということで書いてあるんですけども、これで留保資金のこれまで当該年度も含め、まだのやつを含めて、当該年度が大体160億ぐらいになるのかな、計算すると。そうすると、残金が入ってくるのかなと思うんですけども、キャッシュ・フローで9億9,800万って何か書いてあるんで、多分これが残額なんだろうと思うんですけども、最終的にこれを入れた金額でどの程度留保資金が現金として残っているのか、

ちょっと教えてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○宇賀神総務係長 キャッシュ・フロー、6ページの予算書のキャッシュ・フローの計算書をごらんいただきますと、一番下に資金の期末残高、こちらが12億9,398万3,000円、こちらが現金としての当座資金の残る予定で計算しております。こちらについて、その予算の計上と関連してご説明しますと、昨年度と比較しますと、収益的収支3条と4条は、それぞれ収入もふえて、支出もふえた形にはなってしまうんですけども、現金の保有高としては5,400万円ほど昨年度よりもふえた形で、キャッシュ・フローとして計上される予定でございます。なので、当座の運用として財政面では問題ないという数値と考えています。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 キャッシュ・フローで現金これだけ残っていますを聞いているんじゃないで、ただキャッシュ・フローで出したのは、今回のキャッシュ・フローで減価償却費が9億9,800万何がしという形で計上されていますよね。これは多分、今年度分の減価償却分を見ていって、資本的収入支出の不足分に、幾らでしたっけ、7億6,600万を充当しているんで、その残高が多分9億9,800万になってくるんでしょうということで話したんですよ。なおかつ、これを含めた中で今までの留保資金の累計額はどのぐらいになっていますかということを知りたい。

○櫻田委員長 それでは、暫時休憩しまして、1回整理したほうがいいね。

では、暫時休憩とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時43分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会基本条例第7条により議会の会議は公開を原則としております。当常任委員会の傍聴希望がありましたので、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを許可いたします。

答弁を求めます。

係長。

○宇賀神総務係長 先ほどのご説明をさせていただきます。

まず、補填財源の充当順位については、特に定まっておりますが、1番に、過年度分の残高があった場合、そちらのほうを先に優先して、消費税資本的収支調整額または損益勘定留保資金、そういうものに当て込むのが順番となっておりますので、今年度については当年度消費税及び地方消費税の資本的収支調整額、あと当年度の損益勘定の留保資金、こちらについて補填する形をとらせていただいておりますので、過年度分の留保というのはないような形になっています。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 もう一点ちょっとお聞きしたかったのは、6ページにありますキャッシュ・フローの中で、当年度純利益というものが1億7,872万7,000円上がっているんですけども、当然、資本的収入支出においては財源不足がするんで、違う財源を充てておりますから、ここに出てくる当年度純利益というのは収益的収入支出の部分だろうと思うんですが、そうすると単純に収益的収入支出の収入と支出の合計、これが数字が合わないんですけども、これはどういうふうな形で出してくるのかちょっと説明をお願いしたいんですが。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○宇賀神総務係長 すみません、ちょっと考えさせていただいても……

○櫻田委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

係長。

○宇賀神総務係長 申しわけございませんでした。

こちら損益計算書に出ている純利益とキャッシュ・フローの一番上の業務活動によるキャッシュ・フローの純利益の金額が違っているというような……

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 聞いたのは、1ページの中に収益的収入及び支出の部分の収入、支出がございますよね。1ページじゃない。失礼しました。これ1ページというのは、予算に関する説明書、こっちでもいいですけども、議案のほうで上がっている部分でもいいです。1ページでも同じ数字なんですけれども、収益的収入及び支出につきまして、第1款で水道事業収益が29億34万1,000円という形で上がってきておりまして、支出につきまして26億6,927万9,000円という金額が上がっております。これとの差額がキャッシュ・フローに出てくる当年度純利益というのは単純にこれと純利益になるのかなと思いましたが、この金額が合わないの、何か別な方法があるのかどうかというのをちょっと聞きたかったんですが。

○櫻田委員長 それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時51分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの君島一郎委員の質疑に関しては、なるべく早いうちに各委員のレターケースに入れるか、もしくは委員会開催していますので、その他何かでまた出向いてもらって、その他で説明してもらおうというような方法をとってもらおうということで委員の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑について答弁を求めます。
係長。

○宇賀神総務係長 まず、こちらのほうですね。4ページの予算実施計画、こちらのものについてと、

6ページのキャッシュ・フロー、こちらのものについては、公営企業会計の中では、予算と予算書とは別に財務諸表として6ページのキャッシュ・フローや損益計算書または貸借対照表などがございます。こちらのものは、予算とは別に経理を管理しているものでして、結論から申し上げますと、3条の水道事業収益から水道事業費用の総額を引いた残りの純利益と、キャッシュ・フローで出てくる1行目の当年度純利益のこちらの利益は全く合っていないのが当然の結果となります。こちらについては、予算につきましては消費税込みで計上しているものに対しまして、損益計算書及びこちらのキャッシュ・フロー計算書につきましては、税抜き経理をしております。したがって、予算、決算の数字から直接、損益計算書上の純利益を求めることはできない形になっております。当該予算書につきましても、平成29年度分の損益計算書をもとに純利益を求めておりますので、そちらについてキャッシュ・フロー計算書のほうに反映しております。単純にこの4ページの予算実施計画、こちら税込みという形になっていますが、こちらをまるきり税抜きという形を仮にとったとしても、キャッシュ・フローの当年度純利益とは全く別な考え方で経理を管理しておりますので、一致してこないような数字となっております。

以上です。

○櫻田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。

〔「私はいいです」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、これより討論を行います。討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結

いたします。

これより採決いたします。

議案第15号 平成29年度那須塩原市水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、議案第15号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、先ほどのものに関しては若干説明はいただきましたが、先ほど言ったように委員の皆さんのところにとりあえず詳細な説明を加えて、できればきょうじゅうに入れておいてもらえればと思うので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、そのほかないようですので、水道課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時16分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を

開きます。

◇

◎下水道課の審査

○櫻田委員長 それでは、下水道課の審査に入ります。

◇

◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○櫻田委員長 これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○黄木下水道課長（議案第7号について説明）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 歳出のほうですけれども、120ページの内訳、先ほど丁寧に何%減とかと申していただいたんですけれども、この繰出金に対しては国の基準というか範囲があるんじゃないかと思うんですけれども、これはまず前年度に比較してどうなのか、幾ら減になるかということをお伺いしたいと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○黄木下水道課長 お答えいたします。

下水道事業繰出金の前年度との比較ということ

でございますけれども、前年度に比べまして約3%減、額にしますと4,005万9,000円の減となっております。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 これは、ぴったりした数字なのか、枠がある程度、例えばパーセントで何割とかという何かあって、その中の上のほうに近いとか、下のほうに近いとかという考え方はありますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○黄木下水道課長 繰り出し基準といたしましては、もうぴったり使っちゃっております、さらに基準外の繰り出しもあるということなので、今のご質問の趣旨からいくと、もうアッパーを超えているという感じだと思います。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 じゃ、大体趣旨わかったので、確認のために、一般会計からの繰出金は、少ないほうが私は市民にとってはいいと思っている、そのほうが平等であると思っている中で、これはじゃ確認なんですけれども、そのアッパーを超える、またはもう最大限、国が基準で認めるだけ繰出金を今使っている状態だということでの金額だということと理解してよろしいですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○黄木下水道課長 まず、国が定めている基準というのは、当然市が支払うべき基準ということなんです。それについては、要はそれを下水道使用料に転嫁するわけにはいきませんので、それは満額使っております。それを超えているというのは、本当だったら下水道を使われている方、その方が負担する、要は下水道使用料で賄うべき部分についても実は賄い切れずに、そこを繰り出しでいっていると、そこがオーバーしている部分という概念にな

りますので、今のご指摘とはちょっとニュアンスが違うんですけれども、超え方が違うんですね。国が示した基準というのは、もうぴったり使っております。

よろしいですか。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 では超えている部分というのは、額で言うと幾らになりますか。ちょっと教えてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○黄木下水道課長 基準外につきましては、1億2,526万4,000円とあります。よろしいですか。

○鈴木（伸）委員 はい、結構です。
以上です。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔「じゃ、ちょっと1点だけ」と言う人あり〕

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 それでは、歳入の16ページ、先ほど課長の説明にあった県支出金の、今回補助率が3分の1から4分の1になった、これは当然県の考え方なんでしょうが、それらの考えについて伺います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○黄木下水道課長 これは、まずですが、ちょっと話長くなるんですけれども、国の補助制度が変わりました。今まで、浄化槽の交付金というのは、市が実施した事業の3分の1は国、残り3分の2のうち半分を県、ということはトータルでいいますと3分の1が市の負担というのが大枠でした。

ところが、国の制度の中で、環境配慮型事業に合致すれば2分の1補助しますよという制度が創設されました。これが28年度、今年度からもう実

施されています。来年度は我が自治体もそれに手を挙げます。ただ、手を挙げるんですけれども、その基準がかなり厳しくて、クリアできるちょっと自信がないんですよ。ですから、予算上は国の交付金がまだ3分の1で計算しております。

ところが県は、国が2分の1出すんだったら、県は残りの2分の1の半分を出すのが筋でしょうと言ってきたんですね。そうすると、県の補助率が3分の1から4分の1になります。でも、我々としては、国の示した基準を達成する自信がないので、いや多分3分の1になっちゃうから3分の1くださいよと言ったら、いや県のほうは国の基準を達成しようがしまいがもう4分の1にしちゃいますよという紋切り型で制度を改正しちゃったんですね。

ということで、結果的にうまくいけば国が2分の1、県が4分の1、我々が4分の1になるんですけれども、さっき説明したように、ちょっと達成基準は無理なので、国が3分の1、県が4分の1で、我々の持ち出しが3分の1よりちょっと多いというのになりそうな状況というのが、この今の制度改正の状況で、予算の組み立ててございます。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 それは、栃木県以外の県も、他もそのような形になってやっているんですかね、今回は。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○黄木下水道課長 すみません、他県の状況はちょっと把握していないんですけれども、国の交付金制度は同じなので、おおむね同じようにやっていると想定されます。

〔「了解」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 すみません、教えてください。

どの部分が国の指摘している環境基準をクリアするのが難しいと今回考えられたところなんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○黄木下水道課長 今回の環境配慮型事業というのは、浄化槽を入れて環境配慮型であること、設置する浄化槽が単独浄化槽の撤去からの転換であることという条件なんです。環境配慮型の条件というのは、もう今売っているものは全部環境配慮型なんです。そこはクリアできるんです。ところが、単独浄化槽からの転換、これを10%以上にしなさいと言っているんですけれども、那須塩原市では実は人口がふえていますよね、というのはやっぱり新規の方が多いんですよ。そうすると、単独浄化槽からの転換って、私どもすごく少ないんですよ、この単独浄化槽の補助金を見てもわかると思います。そうすると、はっきり言って、これ1割は無理だというのが我々の考えなんです。そういうところで難しいと判断しております。

以上です。

〔「了解です」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第11号 平成29年度那須塩原市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○黄木下水道課長 (議案第11号について説明)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、委員の皆さんから何かございますか。

何かございませんか。

君島委員。

○君島委員 すみません、ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど集落排水の中では、単独浄化槽を撤去するときに、それから合併処理浄化槽に移るときに、撤去費の補助が出ていますよね。下水道の場合には、今度単独であれ合併であれ、下水道をつないで浄化槽の撤去をするときの補助というのはあるんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○黄木下水道課長 那須塩原市では、下水道とか農業集落排水に接続するために、単独処理浄化槽を撤去する場合には補助を出してございます。合併処理浄化槽の撤去については、補助を出してございません。

以上でございます。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。
〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号 平成29年度那須塩原市下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第11号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第12号の説明、質疑、討

論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第12号 平成29年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○黄木下水道課長 (議案第12号について説明)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますか。

君島委員。

○君島委員 あれ、先ほど下水道のところでお聞きしまして、単独浄化槽の場合は撤去の補助を出すということで、農業集落排水も出すということだったんですけども、これ当初予算には組み込まれていないように見えるんですけども、これはその事例が発生したら補正か何かで組むというふうな考え方でよろしいのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○黄木下水道課長 浄化槽に関する業務というのは、下水道事業とか農業集落排水事業とは別個で、市が行うべき事業として考えております。ということで、一般会計予算のほうで一括して費用を支出することになります。

以上です。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 じゃ、一般会計のほうで200万でしたか、あれのっているものが、それは合併処理にかえるための撤去だけじゃなくて、下水道も農業集落排水も全部適用しますよということよろしいんですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○黄木下水道課長 そのとおりでございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号 平成29年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほかないようですので、下水道課の審査を終了いたします。

これで、上下水道部の今定例会における審査は終了となりますが、上下水道部全体として何かございますか。

部長。

○邊見上下水道部長 (定年退職にあたっての挨拶。)

○櫻田委員長 それでは、以上で上下水道部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時より会議を再開します。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎環境管理課の審査

○櫻田委員長 初めに、山田生活環境部長からご挨拶をいただきたいと思います。

部長。

○山田生活環境部長 (挨拶。)

○櫻田委員長 ありがとうございます。

それでは、環境管理課の審査に入ります。

—————◇—————

◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第45号 第2期那須塩原市環境基本計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○臼井環境管理課長 (議案第45号について説明)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますか。

君島委員。

○君島委員 51ページ、52ページのところで、重点施策でちょっとお聞きしたいんですが、これは2番目の生活環境の保全というのは重点項目は全くないということなんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○臼井環境管理課長 先ほど言ったように、7つの施策があったかと思えますけれども、そのうち5つの施策を特に重点事業としてピックアップしておりますので、特に生活環境の保全と広域連携のほうは重点施策ではないということで一応やっていくということで、とりあえずは重点施策としては5つの環境項目から11を選んだというふうな状態になってございます。

〔「はい」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。
山本委員。

○山本委員 10ページのところで、現状が書いてあるところなんですけれども、基準年が100で、真ん中の水辺のところ、基準年が100で、今、27年度の現況が100で、28年度の目標も100だということのこの2つを、次のところ抜いてありますよね、その目標から抜いてあるんですね。

〔「指標のほう」と言う人あり〕

○山本委員 そうそう、指標の、45ページだったかな、どこかで何か……38ページのところで、100になっているこの2つを抜いてあるところのこの説明、この間もらったかもしれない、これ川の上流っていつまた何かあるかもわからないということなので、やっぱりこれは抜くべきではないというふうにずっと思っていたんですが、これはやっぱり100になったから抜いたということの理解でいいんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
係長。

○染谷環境企画係長 こちらの施策につきましては、41ページのほうの指標の中で、一応環境基準というような形で……

○山本委員 ああ載っているのね、場所を変えたん

ですね。すみません、わかりました。了解しました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。
山本委員。

○山本委員 46ページの、この間質疑で出ていたんですけれども、省エネの家庭の診断のところなんですけど、ちょっとこれわかりにくかったので、もう一度説明してほしいのと、これ目標が17から50と余りにも少ないので、これで何なんだろうというか、初めて聞いたものですからすみません。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○臼井環境管理課長 きょう、ちょっと資料を持ってこなかったんですけれども、地球温暖化対策実行計画の区域施策編という計画がございます。そこに、これ60ページのほうに、うちエコ診断というのがありまして、こちらのほうが具体的に載っております。ちょっと、今計画書を……

〔「ここにはない」と言う人あり〕

○臼井環境管理課長 それで、部長が答弁したとおり、実施は環境省で、地球温暖化防止活動推進センターというところが窓口でやっておりますので、こちらで実は今17件ほどあるんですよ、年間50件にふやしていきたいと、それに対してはPRもしていきたいし、この後説明いたしますエコポイント制度のほうにも載せてございますので、そういう意味ではPRしていきたいというふうに考えてございます。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 この間の話だと、結構いろいろ細かく、何かこう家庭の中でやるような、簡単なことではないと思ったんですけれども、これは市に何万世帯とある中で、この50世帯をすることで、何かが見えてくるんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○**臼井環境管理課長** 今現在の基準値が平成27年で17件しかなかったということなので、急にはその何万世帯のうち何%というような目標がとりづらいいので、とりあえずはある程度、50世帯まで目標にしよう。ただ、あくまでも環境問題につきましては、まず興味を持っていただいて、それで気づいていただいて行動するというのが目標になってございますので、こういう興味のある方は興味を持っていて、実際数字を見える化で気づいていただいて、次のアクションを起こしていただくという一つの動機づけになるかとは思っております。

○**櫻田委員長** 山本委員。

○**山本委員** これって、つまり、省エネ診断なので、誰でもできるんだろうなと思うんですね。今後の話ではあるんですけども、もう少し自治会を通して宣伝するとか、地域を区切ってモデル事業をすとかして、もうちょっと、せっかくやるなら何かふやしていったらいいのかなというふうに思ったので、質問をしました。

以上です。

○**櫻田委員長** そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

○**鈴木（紀）委員** 39ページの塩原堆肥センター処理量ということで、まず初めにこの処理量というのは台貫に乗る量なのか、どういうところを指しているのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○**櫻田委員長** 答弁を求めます。

課長。

○**臼井環境管理課長** すみません、この計画をつくるときには、各課のそれぞれの担当者も含めて、庁内検討委員会でやっていますので、ちょっと申しわけございませんが、そこまで詳しくは把握してございません。

○**櫻田委員長** 鈴木紀委員。

○**鈴木（紀）委員** その目標値が基準値から見ると、単純に約6,300 t ぐらい増加ということで、そこから単純に計算すると、1日約2 t ぐらいの増加になるのかなと思うんです、平均すると。その積算根拠みたいなのはどういうところから出たのかなというところですけども、当然目標値ですから、これの中で進むわけですから、実際に可能な数字としてはいるとは思いますが、根拠的にはどこにあったのかなということで、確認という意味も含めてお聞かせ願いたい。

○**櫻田委員長** 答弁を求めます。

課長。

○**臼井環境管理課長** 先ほど言ったとおり、とりあえず担当をちょっと確認させていただいて、また後で答弁させていただきます。すみません。

○**櫻田委員長** 鈴木紀委員。

○**鈴木（紀）委員** 45ページの環境マネジメントシステムということで、基準値から目標値が10年で80事業ということで増加、25事業プラス、これも14001ということだと思うんですが、なかなか現状、今までの成果をもとにこういう数字を決めたと思うんですが、また同じように根拠的なものは。

○**櫻田委員長** 答弁を求めます。

課長。

○**臼井環境管理課長** こちらの環境マネジメントについては、私のほうの所管でありますので答えさせていただきますけれども、基準値が平成27年で55事業所ありますので、あとは環境連絡会という、何回も説明しておりますけれども、事業所と市とあとは市民という環境連絡会がございまして、そちらのほうでもPRしていきたいというふうに思っておりますし、また目標値については、達成可能プラスもう少し頑張ればできるというような目標値にしていますので、プラスで20%程度でしょうかね、ある程度は可能かなという形では考え、

一生懸命やれば可能かなというふうには考えてございます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 そうしますと、この事業所を進めるといっても、先ほど言った環境連絡会の中の事業所がメインになって進めていくのかなというふうに解釈していいのか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○臼井環境管理課長 環境連絡会につきましては、全部で今62団体、プラス個人、プラス市とかも入っていますので、とりあえずはそれだけでは足りませんので、あくまでそういう方が若干ほかの関係している事業所へPRしていただいたり、あとは市のほうでホームページなりいろんな媒体を使ってPRをしていって、何とか達成したいというふうには考えてございます。

〔「了解」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、質疑、ご意見等がないようなので終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第45号 第2期那須塩原市環境基本計画については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第45号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 これより予算常任委員会（第3分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

○臼井環境管理課長 （議案第7号について説明）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますか。

玉野委員。

○玉野委員 ちょっともう少し説明してもらったことが、81ページの希少野生動植物について個体名が出ましたよね。個体名と、それがどういう状況で、それをお聞きします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

補佐。

○小高環境管理課長補佐 それでは、課長のほうから名前が出たものとして、ウチダザリガニ、それからオオハンゴウソウ、それからオオキンケイギクが出たかと思えます。

ウチダザリガニにつきましては……

〔「もう一回言って」と言う人あり〕

○小高環境管理課長補佐 ウチダザリガニ、それからオオハンゴウソウ、そしてもう一つがオオキンケイギクという名前が出ました。

ウチダザリガニにつきましては、新聞等でもご存じかと思いますが、県内で初めて鳥野目の河川公園で発見されたということで、これについては駆除等について取り組んでおります。

それから、オオハンゴウソウにつきましては、日光等で大分問題になりましたけれども、黄色い花で、在来のススキなどを駆逐してしまうということで問題になったものでございます。

それから、オオキンケイギクにつきましては、5月ごろ、黄色いコスモスのような花をつけるもので、最近この周辺でも多く見られるようになっております。これについても、もともとは観賞用で日本に入ったものですが、それが野生化してきて、在来種を脅かしているということで問題になっているところで、これらについてふやさないというような取り組みをしなくちゃいけないということで、広報等で市民の方にPRをしたというところでございます。

これについて、予算的には特定外来生物防除謝礼ということで、学習会等を開いて市民に広く知っていただいて、それらの駆除に向けて取り組んでいきたいということで、来年度はそのための謝礼をここに計上したところであります。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 狂犬病予防というのか、野犬対策、知ってのとおり青木のほうの地区では、情報入っていると思うんですが、野犬が本当に群れになって、10頭から15頭ぐらい群れになっているという。そういう中で、子どもたちの通学、子どもたちにしろ、大人もそうだけれども、本当に狂犬病、野犬ということは当然注射なんかはしていないわけです。かみつかれるおそれ等も当然あると思うんですが、そういった中での対策費としては全く入っていないようなんですが、当然そういう情報は今までもあったと思うんですよ。ましてや、今言われているのが、犬のふんが牛の餌のところであるという中で、牛がそのふんをさされているのをわからなくて食べると、そして流産という結果になって、その何が原因なんですかということ、犬のふんが一緒になって食べられているというのが実際に出ているということがあるので、そこら辺のところの対策もきちんとこの中に入れてもらえればと思うんですが、ましてや犬の捕獲箱ですか、それなんかでもやはり県のほうのというような、以前お話あったような気がしているんですが、市のほうでもしっかりとそこら辺のところはやっぱり対策をとってもらいたいなと思っているんですが、当然この予算づけ等と対策については今回入っていないようなんですが、どうなのかなというところで質問しました。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○飯田環境衛生係長 野犬対策につきましては、まず県の条例の中には捕獲権限というのが県のほうに所管しています。実際に、市のほうでは捕獲権限というのはないわけなんですけれども、捕獲箱で、過去に県のほうから捕獲箱を寄附してもらって、そういう経緯があります。そして、そういっ

た捕獲箱を一般の農家さんから貸してほしいといった場合には、貸し出しに行きます。当然通報が、野犬が出てきているといった通報があった場合も、市の職員が捕獲箱を仕掛けに行くという体制はとっています。

実際に、ここのところ野犬が、特に青木のほうなんですけれども、ふえている現実があります。そして、確かに群れをなして、やっぱり犬の体自体が大きいというふうにも話は受けていて、実際にその対策としてどのようにしたらいいかという部分につきましては、県のほうにもほぼ2週間前に青木の状況を伝えております。農家さんのほうでも、実際に犬を捕獲という場合に当たって、農業の敷地とか、こういった場所についての協力はいたしますよという声のほうは聞いております。

実際に、現在県のほうと、どういった方法がいいのかという部分では検討を、ちょっと考案中というんですか、ちょっと考えている最中ではございます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 しっかりと対策をとってもらいたいと思うのと、ボランティアになるのかなと思うんですが、野犬を捕まえて、去勢している人がいたんですよ。だから、本当にできることならば、ふやさなくちゃいいわけですから、だからそういう対策も今後市の中で、やっぱりそうやって去勢してくれる人がいるわけですから、何らかの形で補助を出すにしろ、連携をとりながら進めていただくと、もっと進められるのかなというふうに思うので、そこら辺のところも今後しっかりと検討していただいてという話にはなってしまうんですが、捕獲箱にしろ、同様にやはりもっと大きなものにして、今は野犬についても能力が大分高まっているということで、捕獲箱の中にしーそーみたくなっているとはいいいながらも、1匹が入り口で

頭、こんなように押さえて何かもう1匹が中入って食べてきちゃうとか、そのようにやっぱり成長しているという、変な言い方なんですけど、勉強しているようなことも聞くので、そこら辺のところもあわせてしっかりと予算づけした中でやってもらえれば一番いいのかなと思います。要望にはなるでしょうね。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

山本委員。

○山本委員 同じ80ページのその下の墓地管理のことなんですけど、今年度、墓地の調査の様子を見せていただいたと思うんですが、これはまた続いているんですが、順調に進んでいるんでしょうか。今年度、どんな予定なのかお伺いします。

〔「今年度の状況」「調査の中身」「いや今年度の状況」と言う人あり〕

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○飯田環境衛生係長 今年度の状況についてなんですけれども、今年度は永田墓地と二つ室墓地を調査しました。

実際に、まず永田墓地につきましては、全部で403区画ありまして、実際に使用者が不明だったりとか、住所が変わっていたりとか、そういったところを全部調べ上げていきまして、334区画ははっきりしました。そして、現在調査中が17区画、そして不明区画が52区画あります。

二つ室につきましては、全部で130区画ありまして、調査で判明したのが98区画、そして現在調査しているのが1区画で、31区画については不明な状況です。

この不明区画についての中身なんですけれども、これは台帳上、何も名前が書いていない、あるいは名前しか書いていない。ちょっと、本当に何も

書いていないとか、名前しか書いていないとか、あるいは住所が書いていないとか、そういうのもうこれ以上追えないという状況のものであります。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 それで、ことしまた予算が新しいところを出ているんですが、この委託料について、今年度この予算で同じようにやっていけるのかどうかお尋ねします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
係長。

○飯田環境衛生係長 これらについて、予算どおりに今年度と同じ内容で実施することはできます。

〔「了解です」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時44分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第7号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第14号 平成29年度那須塩原市墓地事業特別会計予算を議題といたします。執行部の説明をお願いします。

課長。

○臼井環境管理課長 (議案第14号について説明)

○櫻田委員長 説明が終わりました。それでは各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございませんか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時48分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号 平成29年度那須塩原市墓地事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとする
ことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第14号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

山本委員。

○山本委員 （墓地調査で不明となった区画に対する今後の対応について）

○櫻田委員長 ほかに何かございますか。

君島委員。

○君島委員 （野犬の駆除に関する産業観光部との分担について）

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 （レッドデータブックの販売価格について）

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 （ウチダザリガニへの対応について）

○櫻田委員長 それでは、議事進行を副委員長と交代します。

（委員長、副委員長と交代）

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 （本市における太陽光発電の現状について）

○齊藤副委員長 議事進行を委員長と交代いたします。

（副委員長、委員長と交代）

○櫻田委員長 それでは、ほかにないようですので、環境管理課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

それでは、ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。10分間の休憩をとります。

なお、再開は11分から行います。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎環境対策課の審査

○櫻田委員長 それでは、環境対策課の審査に入ります。

—————◇—————

◎議案第46号の説明、質疑、討

論、採決

○櫻田委員長 議案第46号 那須塩原クリーンセンター長寿命化総合計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○相馬環境対策課長 (議案第46号について説明)

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 今回の延命化計画の中で、パターン1から3ということで出されているわけですが、パターン4、パターン5というのは、これはないわけですね。3つあれば、そのうちの1つを選択するというのが当初からこの計画を立てる段で検討されたということですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

所長。

○月井那須塩原クリーンセンター所長 まず、施設そのものが、大体20年ぐらいもつだろうということで考えられておりますので、それに対しての延命化ということでございまして、当然15年ぐらいたってから本格的な延命化という部分が入ってくるということがございます。そうしますと、パターンを3つ以上にすることになると、相当細かく計画をつくらないといけないとか、年数がかなり短いスパンで限られてきてしまいますので、やはり比較という部分でいえば4つ、5つあるというよりは、3つぐらいでも十分効果については、ここでの比較ができるのかなということで、まずパターンとして初めから3つということで、4つ、5つというのは想定はしておりませんでし

た。

以上です。

○吉成委員 了解。

○櫻田委員長 そのほかありませんか。

[発言する人なし]

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第46号 那須塩原クリーンセンター長寿命化総合計画については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 議案第46号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより、予算常任委員会第3分科会に切りか

えて審査をいたします。

◇

◎議案第7号の説明、質疑、討論、
採決

○櫻田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市
一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

○相馬環境対策課長 (議案第7号について説明)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。
何かございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 82ページの、先ほど課長の説明があつた1項5目の環境保全費の中の水質汚濁、それから騒音、大気汚染等というこの2つですけれども、昨年は、公害対策推進事業という形での予算計上されていたわけですが、今回については2つに分かれて予算計上されています。これは、例えば、これまで枠配分での予算が組まれていて、今回説明でもありましたけれども、従来というか、昔の積み上げ方式でやるということで、このような形になったんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

補佐。

○河合環境対策課長補佐 こちらについては、第2期の総合計画の中で、項目としまして水質汚濁対策と騒音、大気ということで、大きく2つ分けた形での計画になっているものですから、その辺にあわせて分割したところでございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 ということは、特別、今回の予算の組み立ての中で財務のほうから指摘を受けてという

ことではないということですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

部長。

○山田生活環境部長 これは、全体的な流れなんですけれども、予算の執行と実施計画と行政評価という一連のサイクルの中で、より事業を細分化して行って、P D C Aサイクルの中に乗せようという動きの中でのこの今まで一緒だったのを2つに分けたと。そういう流れでこういう今のような形になったということだと思います。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、84ページのやはり先ほど説明があつたように産業廃棄物対策事業がもう一つ不法投棄、2つに分かれたというのは全く同じ捉え方ということなわけですね。了解です。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

山本委員。

○山本委員 85ページの一番下の2番目のごみ減量化のところの小さいところなんですけれども、集団資源回収が、これ予算減っていると思うんですけども、これは進めていくのではないんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

副主幹。

○渡邊一般廃棄物担当副主幹 進めていくという考え方は変わりはないんですが、過去の3年間の実績等を考慮したところ、実績のほうが650万前後というようなところがございまして、それに基づきまして昨年度よりは減額したというようなことであります。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

副委員長。

○齊藤副委員長 84ページの清掃総務費の不法投棄巡回監視事業費なんですけど、これ実際、監視等行っているのはわかっているんですけども、例えば現状把握でふえたり減ったり等々というのは、

しっかりデータであるのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

副主幹。

○川崎産業廃棄物担当副主幹 毎日の日数、監視の日数というのは1年間通してさほど変わりませんが、そのうちに苦情件数とかというのは全部把握していきまして、減少傾向にあります。

そのほか、それに伴ったもの、または監視員さんたちが自分たちで見つけてきた、拾っている回収量、若干実は減っているような状況で、そちらのほうのデータというのは、こちらのほうできちんと把握はしています。

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 じゃ、もう一つ。

今、副主幹のほうで回っているという話があったんですけども、土日祝日等の監視というものは、1年間の中を通して別に定めているわけではなくて、あんばいよく回っている解釈でよろしいんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

副主幹。

○川崎産業廃棄物担当副主幹 土日祝日等に関しましては、シルバーさんのほうに委託をしまして、土曜日、日曜日、祝日、それと日曜日の次の日の月曜日、こちらの日はこちらまで来ていただいて報告とかを求めるとともに月曜日もやっていますので、おおむね土、日、月と祝日という形で回っているの、日程的には決まっているような状況です。

○櫻田委員長 それでは、ここで、議事進行を副委員長と交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 それでは、ちょっと1点だけ聞きたいんですが、86ページ、家庭系一般廃棄物の収集

運搬なんですけど、こういった予算を組むに当たって前年度、今だったら今年度ですけれども、例えば、ごみ収集等なんかに対して市民の方からいろんなご意見とか、いろんなものが出ていると思うんですが、そういったものを勘案してこの予算なのか、それとも5年契約でもう決まっちゃっているんで、そういった市民の声なんかのクレーム的な部分はこういった予算には反映しないんでしょうか、1点だけお伺いします。

○齊藤副委員長 所長。

○月井那須塩原クリーンセンター所長 こちらにつきましては、5年間の契約ということで収集のほうを委託してございます。ですので、例えば市民の方から要望があった場合に、制度上、変更契約をしてまで変えるというところまでの対応はしておりません。そういったものに対しましては市民の要望があった中では、次期の委託のほうにそういった声を反映させられることができるような形で考えてはおります。当面の場合というのは、例えば市の職員のほうで対応できるものであれば暫定的に対応する、そんな形で現在は対応しているところでございます。

以上です。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 例えば一例なんですけれども、パッカー車が燃えたとかというのは、1年に数回か、そういった事件がありますよね。そうするとやっぱりガスのやつが潰して発火するとか何かというので、原因はもう十分ご承知だと思えるんですけども、ああいったものをパッカー車から平ボディのやつにすれば、そういった事件等は防げると思うんですよね。やっぱりそういったものを、今後、何というんだろう、燃えちゃったからいいですよとかというのではなくて、そういったのを含めて新たに今度予算が必要じゃないですか、その

業者さんが。そういったものなんかには、全然そういうのは考慮するもう5年間の契約だからこうだよという予算の出し方という考えでよろしいんですかね。

○齊藤副委員長 所長。

○月井那須塩原クリーンセンター所長 今、お話しいただきました件につきましては、実際にそういった事例があるということで、うちのほうとしても今後検討していかなくちゃならないところではあるんですが、現在のところでは、次期契約の中でそのあたりを考えていきたいというふうに考えております。

ただ、システムを変えるということが、これはちょっと簡単にできないというか、検討する時間が必要なものですから、次期契約からちょっと変更したいというふうには考えているわけではあるんですが、これがシステムの簡単に変えられる、もしくは予算をとって変更契約ができるということであれば、もちろん、すぐにでも対応したほうがいいかなというふうには考えてはいるんですが、何分にもシステムとして考えるにはちょっと時間が必要だということで、やはり次の契約からそのあたりを検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○齊藤副委員長 ここで、進行を委員長と交代いたします。

(副委員長、委員長と交代)

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さん、ほかに何かございませんか。

君島委員。

○君島委員 20ページの歳入の中で、17款寄附金、5,001万6,000円の寄附金なんですけど、これ、市のほうに入ってくるのは環境保全公社のほうから入ってくるということですが、環境保全公社のほう

に行くのは、県と多分2つぐらいから入っているかと思うんですけども、これ、もしわかりましたら金額教えていただきたいんですけども。栃木県から幾ら、あれから幾らというふうな形でわかれば教えてもらいたいです。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

副主幹。

○川崎産業廃棄物担当副主幹 先ほどの部分ですけども、全体の寄附金の4分の3が県から、4分の1が事業者からの寄附金になっております。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 これにかわる歳出で85ページなんですけれども、これの部分のうち4,000万ほどが周辺整備事業のハード事業の補助金として出るかと思うんですが、この補助金の算出方法というのはどうなっているんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

部長。

○山田生活環境部長 これは、この産廃施設の処理能力で限度額というのが決まっております、その範囲内で事業者と地元で環境保全協定に基づいて話し合いで決めていくという形になります。

それで、金額が決まればそれで保全公社に報告をしていくという、そういう形になります。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 わかりました。

そうすると、これ、赤田5地区に行くような形になっていますけれども、各地区に対する金額というのは、やはり業者のほうとの話し合いの中で、合計が枠を超えないようにという決め方になるのでしょうか。それとも、ここの地区、A地区ではこれだけの事業をやりたい、B地区はこれだけの事業をやりたいということで、5つを合わせた中で限度を超えないぎりぎりまでのやつで持ってってという形でやっていくと、おのおの5地区の

事業費そのものがばらばらかと思うんですけども、そのときは案分という方法で出していくという形なんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
部長。

○山田生活環境部長 今、君島委員おっしゃったやり方でいうと、後者のやり方、各5つの自治会でそれぞれやりたいものを積み上げた中で全体額を出していくというのが1つあります。

その中で、当然限度額の範囲内というのも1つと、あと、各自治公民館によって例えばあそこの公民館の水回りを改築したいとか、バリアフリーにするとかまちまちでありますので、当然のことながら自治会ごとに金額が若干違ってまいります。その辺は、市が間に入っているいろいろ調整をして、総額4,000万という中で折り合いがついたという、そういう形になります。

○君島委員 はい、わかりました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。
鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 84ページの不法投棄の監視カメラということなんですが、賃借料として40万設定してありますが、何か所つけてあるかはわかりませんが、設置した箇所においては、ほとんどの不法投棄があったというような解釈でいいのか、もしくは不法投棄がちょっとここにおいては設置をしても効果がないということは移動しているのかという、そこら辺のところの詳細なんですけれどもお聞きしたい。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
副主幹。

○川崎産業廃棄物担当副主幹 不法投棄の監視カメラですが、ことし、今現在でカメラからの被疑者がわかるようなもの、全体で8件ありました。そ

のうち2件のほうは警察引き継ぎとなっています。

確かに、少なくなっているところに関しては移動させたりということも現在しています。というのは、そのほかのところにはやはり必要な箇所が出てきたりすることもありますので、そちらのほうに優先的に使うように移動はさせて効率いいような稼働を目指しています。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 効率よく使っているというような解釈でいいんですね。

○川崎産業廃棄物担当副主幹 はい。

○鈴木（紀）委員 結構です。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。
副委員長。

○齊藤副委員長 以前も聞いているんですけども、今回、清掃センター2カ所あるための基金等のほうに何とか積み立てを回そうとか、そういう考えは、まだないのかどうかお伺いいたします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
部長。

○山田生活環境部長 これに関しては、補助金はないというところがあります。じゃ、どういう跡地利用をしてどういう形で進めていくというところは、まだ固まっておられませんので、まだ基金までという段階になっていないというのが状況であります。

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 今の部長の説明ですと、何か決まってからそういうものをやるものなんですか。基本的にあらかじめ積み立てしておくのも手だてだと思ったんですけども、何かが思いつかないとゼロから始めないという形なんでしょうか。もう一度お伺いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
部長。

○山田生活環境部長 今の旧黒磯と旧塩原の、建っていますよね。あれを跡地利用を考えずに、単なる壊すというのも一つのやり方だと思うんですけども、今の時点では、ただ壊して更地にするだけかというやり方と、何か跡地利用を見つけて補助金をもらってやるというところの、そういうやり方をどちらにするかというのもまだ決まっていない状況なんで、とりあえず、その部分をはっきりしてから、じゃ、その財源どうするの、基金にするのかという話になるかと思うんで、いずれにしてもただ壊すだけだと純然たる単費になってしまうので、億単位の単費というとなかなかきついのかなというところが、今の正直なところですよ。

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 あと一つ、最後なんですけど、10ページの歳入の衛生手数料、粗大ごみ収集手数料、これ、多分、市の方がトラックに乗って行って家庭のを回収するというので、200万の予算という事は、多分400台の出動なんですけど、この5,000円の単価は、果たして見合っているのかどうかというのは、検討されたかどうか伺います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

所長。

○月井那須塩原クリーンセンター所長 粗大ごみの個別収集ということで、回っているわけなんですけど、その5,000円の単価が見合っているのかということではありますが、まず、市の職員、トラック1台、2tトラック1台に最低2人は行かないと仕事ができないということになっております。1日につきましては最大回れても4件ということになっておりますので、フルに回ればそのぐらいの収入で採算がとれるというか、大丈夫なのかというふうには考えているところではあるんで

すが、ただ、現実に今その5,000円の手数料に関しての詳細な積算をして、どのぐらいになったかというのを検討した結果の5,000円ではなくて、従前どおりという形のところで、今のところは作業しているということでございます。

以上です。

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 基本的に2人乗っかっていくということと、あと、多分民間との差を見たときに、市のほうが単価が安い現状があって、なおかつトラックに1台乗ればいいよという条件なので、限定されてだめなものは置いていっちゃうんですね、職員さん。結局、市民にとっては二重手間になってしまう。であれば、あらかじめ単価を上げてでも持って行ってあげられるものは持って行っていただければメリットがあるのかなと思ったんで、この単価自体は、ただやっていたらいいやというよりは見合わせるのも一つの手かなと思ったんで、ちょっと聞かせていただきました。じゃ、わかりました。すみません。

以上です。

○櫻田委員長 それでは、何かございますか。

それでは、ないようですので質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時59分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 (那須塩原クリーンセンター長寿命化総合計画における金額の積算について)

○櫻田委員長 ほかに何かございますか。

それでは、その他はないようですので、環境対策課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

12分より会議を再開します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時12分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎生活課の審査

○櫻田委員長 それでは、生活課の審査に入ります。

これより、予算常任委員会第3分科会に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————

◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○櫻田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

○鹿野生活課長 (議案第7号について説明)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 42ページのゆ〜バス、予約ワゴンバス、4001事業についてです。

私が理解したいためなんですけれども、ゆ〜バスより予約ワゴンバスのほうが予算がすごく多いんですけれども、とりあえずこの利用者数というのは何名でしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

補佐。

○増渚生活課長補佐兼生活安全係長 利用人数という
ことで、平成28年度の4月から1月までという
ことで答えさせていただきますが、ゆ〜バス全体
で、ゆ〜バスが11万7,091、それから予約ワゴン
バスが全体で9,284。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 それから予約ワゴンバスはどの
ルートが一番利用者が多いですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

補佐。

○増渚生活課長補佐兼生活安全係長 純粹に利用者
の数でいきますと、下大貫線が1,909人で一番多
い路線となっておりますが、その次の数でいって
も高林青木線、これが1,835ですので、それほど
大きな違いはない。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 あとはそうすると、1人当たり、
予算に対して事業者にお金払っていると思うんで
すが、人数で1人当たりのその費用、事業費を人
数で割るとその違いって出ますか。すみません、
ゆ〜バスの値だと1人当たり幾ら。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

補佐。

○増渚生活課長補佐兼生活安全係長 今、手元で計
算したものはございませんが、先ほどの人数とで
割っていけばわかると思うんですけれども。

○櫻田委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時46分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きます。

答弁を求めます。

補佐。

○増渚生活課長補佐兼生活安全係長 申しわけあり
ません。

ゆ〜バスのほう、平成27年度の実績で言います
と、1人当たりにかかっている補助金の支払いの
額で言いますと527円がゆ〜バスです。それから、
予約ワゴンバスにつきましては1万822円、こち
らがゆ〜バスのほうでかかる1人当たりの補助金
の額で割った数。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 わかりました。その件は了解し
ました。

それから、次、6001事業の下の段に行きます。

すみません、この生活路線維持費2,300万は、
これはどちらのルートになりますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

補佐。

○増渚生活課長補佐兼生活安全係長 お答えいたし
ます。

路線としましては、塩原本線ですので、西那須
野駅から塩原温泉へ行く路線、それから西那須野
五峰の湯線といたしまして、こちら東野交通のバス
になりますが、西那須野駅から黒羽の五峰の湯、
これが国庫が含まれている補助金のほうでござい
ます。

それから県のほうは、ほかに県と市のほうの補
助になりますと全部で11路線ございます。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 了解しました。

すみません、もう一つで、次の43ページの一番
上の2001事業で一つだけ、防犯灯管理システム入
力と書いてありまして、これ1,400万ほどあるん
ですけれども、これ防犯灯システム管理について
どういうことをやっているのかご説明いただけま

すか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

補佐。

○増淵生活課長補佐兼生活安全係長 防犯灯につきましては、LED防犯灯を今進めておりますが、毎年度各自治会あるいは防犯灯管理団体さんから申請いただいて新設しています。

その新設分のシステムへの入力なんですけれども、これは平成25年度に実施したESCO事業といたしまして、既存の防犯灯をLEDに振りかえた事業がございまして、これをシステムで管理しているんですが、民間企業のほうに委託して、そちらへの新規分の入力をお願いしている費用です。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 今の話だけでも、単純にするならば、新規どこにどういうものがいつできたというだけだったら、パソコンでエクセルかなんかでやれば管理できると思うんですけれども、わざわざ委託するメリットは何でしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

補佐。

○増淵生活課長補佐兼生活安全係長 過去のその25年度事業で実施した灯数というのが7,000灯を超える灯数、それからその後含めて全部で8,000幾つの灯数になってきています。プラス図面上に、どの電柱に何番の防犯灯がついているかというのを管理するためですので、ちょっと内部のパソコンでは難しいかなというふうに思っています。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 大体理解できました。そうすると、当初は、初期費用は多分かかるというのはわかるんですけれども、1回投入してしまうとあと

は入力作業になって台数もかなり減ってくるんじゃないかと思うんですけれども、これは、予算的にはこれ単独の予算をちょっと教えていただかなかったと思うんで、その費用と今後このシステムというのは予算的にはどういうふうに動いていくのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

補佐。

○増淵生活課長補佐兼生活安全係長 ESCO事業が実施25年で10年間の委託事業になっていますので、基本的にはその年度間は委託していくことになるかと思えます。その後については申しわけございません、現在のところでは、ちょっと計画、設計はできていませんけれども、いずれにしてもその7,000灯、8,000灯の管理という部分でいくと、なかなか対策を打っていかなければいけないので、水準を合わせて検討していきたいというふうに思っています。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 一応、これの1,412万9,000円というのが管理システム入力代だけなんですか、それとも2つ点があるので、これ自体は幾らになっているのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

〔「今、出ます」と言う人あり〕

○櫻田委員長 答弁ができるようになったら。

ここで10分間の休憩。

じゃ、10分後に会議を再開します。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時00分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 大変失礼しました。

1,412万9,000円の内訳ということでよろしいんだと思うんですけども、35年度まで、債務負担行為といたしまして、25年度から実施しておりますE S C O事業の費用ですね、それといたしまして1,390万2,000円、先ほどからちょっと質問いただいております防犯灯の管理システムの入力の業務委託、こちらについては22万6,000円ということになります。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

玉野委員。

○玉野委員 簡単なんですけれども、104ページです。この1001事業の新規、特殊詐欺の件について、50台ということで、今効果があつたと。取りつけが簡単なのかなということと、あとは、効果があるということは今後もさらにふやすというのかな。そんな考えをお持ちなのかどうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○印南消費生活係長 取りつけにつきましては、自分でもできるというレベルのものだというふうには聞いてはいるんですけども、もしも高齢者の方で取りつけが自分で難しいという場合には、職員の方でお手伝いしてということも考えております。

〔「効果があって今後どうするのか」と言う人あり〕

○印南消費生活係長 今後の台数につきましては、50台の設置状況を見て、それから増設については考えてまいりたいと思っております。

○玉野委員 それから、これも同じことですけども、このプラン、案そのものはどこから来たんで

すか。こういうことが必要だというのは。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○印南消費生活係長 特殊詐欺撃退機器の貸与事業につきましては、まず、県内では、栃木県警のほうで最初に実施をしまして、それで相当な効果があるということで、各市町、宇都宮市が先駆けて導入をして始めております。当市についても、特殊詐欺の被害等があるという現状から、この事業実施を提案したところでございます。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

山本委員。

○山本委員 42ページの公共交通政策費の4001事業の新規の部分なんですけど、策定支援ということで830万ということであるんですけど、この委託に対しての中身、もう少し聞かせてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 先ほど説明の中で、公共交通網形成計画と、それをさらに突っ込んだ形といいますか、具体的にした形といいますか、そういったものは、再編の整備計画ということで説明をしたつもりだったんですけども、少し言葉が足りなかったかと思っておりますので、改めてもう一度説明をさせていただきますが、網形成計画については、全体の基本計画といいますか、大きい考え方、そういったものというふうに受け取っていただいたらよろしいのかなと思います。

それから、再編整備計画につきましては、実際の運行計画、それから料金、時刻、そういったものまで計画策定として載せるもの、要するに、実際に運行するに当たって詳細まで決める計画というふうに考えていただければいいのかなと思うんですけども。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、地域公共交通網と
いうか、に入るものは、ここでいうと、その前の
ゆ〜バス、予約ワゴンバスのほかにどういうもの
が入るのか教えてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○鹿野生活課長 それにつきましては、当然、今、
実態調査をもとに、そのおおもとといいますか、
基本、考え方の指針といいますか、によって、広
域での公共交通というものも関係してきますけれ
ども、基本は、今ゆ〜バス、予約ワゴンバスを運
行しているわけですので、その見直しという
ところから始まりまして、当然そのほかに、どこ
まで公共交通として提供できる事業かというの
は疑問でもあるところはあると思いますけれど
も、先ほど説明しました運転免許の自主返納
であるとか、ほかの部署にはなりますけれど
も、高齢者の外出支援タクシーとか障害者の
タクシー券、そういったものもあわせて、
基本的な考え方の中にはうたえたらいいの
かなというふうを担当としては思っています。
ただ、それがどこまでできて、再編の
実際の計画の中でもできるかというの
はまだ未定というか、私の考えの中
で答えできる範囲ではないですけれど
も、そんなところがあったらいい
のかなというぼんやりとしたのはあります。

○櫻田委員長 部長。

○山田生活環境部長 補足させていただきますと、
先ほど来話のある予約ワゴンバスとゆ〜バス、
この形というかシステムですね、これをどう
していくかというのは、この網計画と
実施計画の中でちょっと明らかに
していきたいと思っていますので、
来年度事業になりますけれども、
今のところは、今課長が言う
ように、そんな構想で今いる
ところなんです。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、つまり、
タクシー券とか、福祉の
関係の交通の補助などという
ことになると、部が違
うところがあるんですが、
そことの連携はもう始
めているのですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○鹿野生活課長 具体的にはまだ始
まっていませんというの
がお答えになるかと思
うんですけれども、今、
現実的には、高齢福祉
課長と来年度、4月以
降に向けてその話し合
いをしようということで、
年度内、3月、もう3
月になっていきますけ
れども、3月のうちに
その下準備というん
ですかね、そういった
ものをしようという
ことでの動きはして
いるところです。
ですので、当然、あ
わせて考えていく
ということ、どこ
までどういうふう
に詰められるか
というのとは別
として、あわせて
一緒に考えてい
こうというふう
な方向でいる
ことは間違い
ないということ
でお答えした
と思います。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、
これ、新規で今年
度の予算なんですが、
具体的に、例えば10
人で何とか審議会
とか懇談会みたい
なものをつくって、
どなたかに先生
を頼む、旅費と
弁償があるので
ね、というような
ものがあると思
うんですが、
その辺の具
体的なものを
教えていただ
ければありが
たいです。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○鹿野生活課長 広域での公共交通の
網計画に当たっても、
法定の計画とする
ためには、法定の
協議会を設立し
なくちゃなら
ないというの
があります。
同じように、
単独の市の計
画であっても、
法定計画とし
て提出するに
当たっては、
法定の協議会、
活性化協議会
というふうな
名称になって
いますので、
那須塩原市
公共交通活
性化

協議会、このような名称になろうかと思うんですけども、そういった協議会を立ち上げて検討して計画を策定するというふうにしていかないと、法定の計画にはならないということもありますので、当然、そのような形で進めたいというふうに考えております。

メンバーといたしましては、当然事業者、関係機関ですね、国でいいますと、国の栃木支局の方、県の公共交通政策を担当している方、警察、それから市も当然ですけども、あとはバス運行会社、タクシー運行会社、それから住民の代表として、自治会になるのかどうなるのかわかりませんが、当然住民の代表の方、そういった方、ちょっと漏れている部署もあるかもしれませんが、各方面から委員として参加をしていただいて、検討して策定していくということになろうかと思えます。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 広域のほうは吉田先生にと先ほど名前が出ていたんですが、この8001事業の。当然関係してくると思うんですが、公共交通政策のほうも、もし決まっているのなら吉田先生なのかどうか教えていただきたいと思えます。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 先ほど、予算の中では、広域公共交通のほうに吉田先生への謝礼ということで計上させていただいておりますけれども、その費用の中で、吉田先生との話の中では、市の独自の網計画、それから再編計画についてもアドバイスをいただけるということで了解を得ております。なぜ広域のほうに計上したかといいますと、ご存じのとおりだと思うんですけども、定住自立圏の事業ということで特別交付金、その事業に該当するというので、費用のほうはそちらに計上した

ということであります。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、5001事業のほうの費用弁償と普通旅費というのは、先生への謝礼とかじゃなくて、ほかの委員さんの方の分だというふうに理解してよろしいわけですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 もちろんそういう方の費用弁償もありますけれども、吉田先生も、例えば費用が両方かぶってきたときには公共交通のほうで支出したいと思いますが、例えばこっち単独で来た場合には、旅費については吉田先生についてもこの費用から出したいというふうには考えています。ですので、両方あるというか、そういうふうな形で計上させていただいたつもりです。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 では、41ページの今回の交通安全対策の、自主返納者の支援事業なんですが、質疑等々でもこの説明を受けているわけですけども、この、これにした理由ですね。1回200円で、年間で2万8000円で、1回限りということなわけですよ。これで自主返納は進むということでこの事業を入れたということでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 その1回200円で年間に2万8000円、1回にした理由ということですけども、当初はゆ〜バス、それから予約ワゴンバスを無料にして、その自主返納を、今那須塩原市は何もそういった支援をしていないということで、ほかの市町ではもう大分前に始まっているところもかなりあるということもありまして、とにかく何かしらアクシ

ョンを起こさなくちゃというようなことで、ゆ〜バス、予約ワゴンバスの200円ということ、先ほどの説明でも申しましたけれども、基本にどうですか、考えました。1週間に1回というのも、適当な数字かどうかというのは、そこを突き詰めて質問されてしまうとなかなか明快な答えは出ないところですけども、なかなか出づらくなるということを考えてときに、1週間に1回ぐらい、当然行っただけではだめだということで、往復の数字400円というのを基本に考えて、52週ということで2万800円、ちょっと半端な数字なんですけれども、をさせていただきました。

そこで、じゃ、那須塩原市の特徴を出すに当たってどうするんだというときに、ゆ〜バス、予約ワゴンバス、市営のほうだけではなくて、民間、それからタクシー、そういったもの。それから、1回に200円だけ使えるのではなくて、先ほども説明したんで繰り返しのなってしまいますけれども、上限はもう2万800円ということで決まっていますけれども、一遍に例えば3,000円使ってしまうと、当然使えなくなってしまうんですけども、それはその人の使い方でお任せしよう、少しでも使い勝手がよくしようということで、まあ、これで本当に自主返納してくれるかどうかというのは疑問はありますけれども、一人でもお二人でもそういった方がふえて、ひいては交通事故が1件でも減ればということから、那須塩原市の特徴を出したいということで、そんなものまで含んで交付しようというふうにしたところです。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 何人もの議員がこういう質問をこれまでしてきているわけですよね。やっぱり、自主返納するんであれば何かしかな補助的な施策は必要でしょうということで。ですから、今回のこの新規事業というのは、自主返納を勧めましょうとい

うことでの交付金を出しているんだと私は理解しているんです。でも、これを見ると、この形を見ると、なかなか自主返納が進むとはちょっと思えないんですよね。1回こっきりだったら、その後どうするのっていう話にもつながってってしまうわけですよね。だから、その政策として、政策としてこの事業にした。本来であればこれが1年じゃなくて、形は別にしても2年、3年続けるとか、そういったことも選択肢にはあったんじゃないかなと思うんです。そこの、この事業にした、ほかの事業も考えたのかということもあわせて聞きたいなと思うんですが。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 庁内で検討する上でも、今、委員がおっしゃられたようなことは多数指摘を受けました。ただ、繰り返しのなりますけれども、うちのほうとしては、最初は外出支援タクシー券をもらっている方も重複してあげてもいいじゃないかと。それで事故が1件でも減ればいいじゃないかという考えもあって、そのぐらいの考えもぶつけました。ただ、同じ市が、部署が違うとはいえども、同じ市がやるのに当たって、タクシーを両方で使ってしまうというのはまずいだろうということで、やはり高齢者の外出支援タクシー券を該当する方については除きましよう、対象外にしましようということになりました。あとは、その1回だけというのは、もともと免許を持っていないで乗れない方、この差というんですかね、その人には何も支援がないわけなので、そうすると、やはり最初のきっかけづくりとして、その、もちろんゆ〜バス、予約ワゴンバスだけで全て動けるわけではありませんし、市内全部、どこの人でも歩いて100mとか200mの範囲で乗れるわけでもありません。そういう中で、当然それで全てというこ

とでは決してありませんけれども、そのきっかけづくりとして、そういった形で事故を減らしたいんだよというの、本当に一助といいますか、一つのきっかけになればいいのかなということで、今言われたように、それで本当に150人が300人、400人になるかという、そこまでのものではない。事業をやろうとしていてそういう言い方も何なんですけれども。ちょっと弱いところはあるかと思えますけれども、本当にきっかけになればいいのかなということで、とりあえず始めさせていただいて、あとは少し様子を見ながら、少し話が飛躍してしまうかもしれませんが、先ほども言った、公共交通を見直す中で外出支援のあり方なんかも含めて見直すということで話をさせていただきましたが、そんな中で、何かいい方法を、もっとその自主返納とかそういった方にも提供できるようなものを模索していけたらというふうには考えていますけれども、今のところは本当にきっかけづくりとして、とりあえず他市町におくれないながら始めたいというのが担当の考えということであります。

○櫻田委員長 部長。

○山田生活環境部長 ちょっと補足しますと、吉成委員おっしゃるように、例えば自主返納者に対して、一生使える無料パスを配るとかっていう議論もしました。その中で、財政的なものもあるし、毎年予算計上していくのみたいな話の中で、今の1年間という形に落ち着いたんですが、課長の言うように、まず自主、どうしても本当に運転に不安のある方は返してもらって、とりあえず1年間の中で、民間バスとゆ〜バスとタクシー使えますので、その中で一番自分の使いやすいネットワークを見つけてもらって、1年間たったらば、その、ちょっと負担はしていただく形になりますけれども、その自分なりの形を1年間で見つけてほしい、

あわよくばゆ〜バスを中心に利用してほしいというのが生活課のほうの狙いでありまして、一番自主返納者を多くするとなれば、一生使える無料パスというのが一番望ましいんだろうなとは思いますが、その辺でちょっと予算的なものもあって、あるいは高齢者外出支援タクシーとの絡みもありまして、今の形に落ち着いたという形であります。

ただ、おっしゃるように、全然返納者がいないというのであれば、これはもう設計を見直さざるを得ないのかなというのが正直なところでありますが、その辺はちょっとやってみないとわからないなところがあるのかなというふうに思っております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 思いとしてはよくわかります。単純に、ただ、外出が1週間に1回かという、これだけの外出ではないですけどもね、もちろん。いろんな外出の仕方はあるんでしょうけれども、その設計もどうなのかなという、ちょっと疑問もありましたので。思いはよくわかりました。了解しました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

玉野委員。

○玉野委員 今のことなんですけれども、返納するという意思に対してはそれなりの自分で持っていると思うんですよ。だからそのサポーター、誰々にサポートしてもらえとか、全然だめなのかとかという。何か、今お話聞いていると、全部行政でサポートするという形になっていっちゃうというやり方、じゃなくて、もっとサポートを、私はこういうサポートを持っているんだっていうのを引き出してやったらどうなのかなと思う。その辺、サポートをどうやって、今後どうしますか、生活をどうやってやるんですかということの整理

というか、聞き出しというのは、その辺はどうなんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
部長。

○山田生活環境部長 まさに今、玉野委員おっしゃった、この自主返納ちょっとずれるんですけども、公共交通施策を考える上では、おっしゃるように、どこまで利用者が負担、例えば停留所まで歩いていただくとか、どこまで、時間をちょっと30分待っていただくとか、その辺の利用、市民がどこまで負担してくれるのっていうところはまさに明確にしないといけないというところも一つあると思うんです。

この自主返納に限って言えば、おっしゃるように、返して、まだ、返したけれども、家族に乗っけてくれる人がいるからいいとか、全く返した後にちかもさっちもいなくなるとかって、いろんな家庭の事情があるかと思うんですが、まずは、この、今回提出させていただいた自主返納に関しては、交通事故を減らすというのが一番の大義名分でありますので、そのきっかけづくりというところで、まずこの事業を提案させていただきました。

玉野委員おっしゃるように、いろんな事情があって、じゃ、その困っている人どうするのというのは、その公共交通の施策の中で負担していただく分と、行政が負担する部分というのを明確に線を引いて考えていくというところが必要なのかなというふうに思っております。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。
副委員長。

○齊藤副委員長 すみません。公共交通から飛んでいっちゃうんですけれども、104ページの、先ほどの消費者啓発費のところの、新規で中学生対象ということで、ネットの話されましたけれども、

これ、43万5,000円なので、どの辺の学校を狙っているのかとか、そういう詳細がわかればお願いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
係長。

[「104ページです。1001」と言う人あり]

○印南消費生活係長 中学校への講師派遣の件なんですけれども、こちらは、市内10校中学校がありますけれども、28年度の中で、各学校にアンケート調査を実施いたしまして、生徒と、それから保護者に向けたインターネットトラブルセミナーの実施の希望の有無についてアンケートを行いまして、その結果、7校から、29年度以降実施を希望するというお答えをいただきましたので、こちら、29年度につきましては、その7校分ということで、1校当たり講師謝礼2万円ということで予算を計上いたしました。

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 わかりました。これ、実際に教育委員会のほうでも、ネットの取り決まりというものは作成してつくっていた中で、今度こちらの消費者のほうからの啓発で、ダブルの教育みたくなっちゃうんですけれども、それ、教育委員会とのすり合わせみたいなのはどんな感じでやられているのかというもお聞きしたいんですけれども。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
係長。

○印南消費生活係長 教育委員会のほうにも、こういったアンケートを実施したいということ、それから、実際にそのセミナーを実施したいということとは担当課のほうに伝えてございまして、教育委員会のほうでも当然その事業は行っているんですけれども、消費者行政の立場から、その現場にいる、講師のほうは栃木消費生活サポートネットと

いう機関に委託をするんですけども、そういった実際の消費生活相談の現場にいる方のお話を聞いていただきたいという狙いで実施するものでございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 自主返納のことで、余り難しいことじゃなくて、さっきの答弁の中で、過去に返納した人もオーケーと。若い人もという話ですけども、免許を取れる人は18歳から取れるわけで、年齢的には若い人と言ったけれども、どこら辺の年齢を言っているのかなど。我々行って聞かれた場合に若い人からですよと言ったって、じゃ幾つからということになるということなので、その年齢だけお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 ちょっと具体的な数字は先ほど申し上げませんでした、例えば病気とかけがとかそういったことで、運転免許は取ったけれども、運転に不安がある、そういったことで、先ほど吉成委員からもあった、それで、じゃ本当に返すようになるのかという疑問は若干あるかと思えますけれども、仮に18歳で取ってすぐにけがして、もしくは病気になってという方は、それうちのほうとしては対象にしたいというふうに考えました。それは、だから年齢制限はなしというんですか、免許を一旦取得した人であれば、18歳でも20代でも30代でも特に問題なくというか、その証明書が警察から出るわけなんですけれども、それを持ってきていただければ、一旦免許を取得した人が自分で返納したという証明になりますので、それを持ってきていただければ、うちのほうは対象にしようというふうに考えました。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 わかりました、それは。外出支援タクシー券については、やはり譲っちゃったというか、そういった経緯もあったと思うんです。だから、これに関しては、やっぱりそういったところまでも頭に入れながら、自分の証明書なり何らか必要なかというところではお聞かせ願いたい。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 一応、その警察から出る証明書を持ってきた方については、うちのほうで新たに、利用者証、利用する証明書として写真入りのものを交付する考えでいます。その、もともとその出る証明書が、警察で出る証明書が写真入りだということもあるので、それをを使うかというのもちょっと考えの一つにあるんですけども、もう一つ、別な証明書、写真じゃない、写真が入っていない証明書も2種類というんですかね、あるそうなんです。ですので、今のところは、市のほうで写真入りの証明書、利用者証をつくりまして、あわせて、その利用券ですね、だから、利用券とその写真入りの利用者証、2つ提示しないと利用できない、という形で進めようということで、タクシー会社、それからバス会社のほうとは打ち合わせをしているところです。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 あとは、104ページの特種詐欺なんです、先ほど玉野委員からの答弁に近いところもあるのかなと思うんですが、一応50台という、撃退機器50台というようなところ、それ予定ということですけども、これ、応募が多い場合、極端な話、80人、100人来たと、欲しいといった場合に、希望者、優先順位というか、そういうのはどういうふうに対応するのかなということをお

聞かせ願いたい。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○鹿野生活課長 おっしゃるとおりで、一遍に60台来た場合と違ってというのは対応し切れないというのがあるんですけども、一応50台っていうのを考えるに当たって、先ほどの最初に説明させていただいたときに、補助金との絡みということもお話をさせていただきました。プラス、宇都宮の例なんかを見ますと、宇都宮は1,000台購入したそうです。ただ、貸し出したのは300台だということで、3割ですよ。そうすると、うちのほうで、じゃ、50台がその3割に当たるのっていう、分母がわからないので何とも言えないところはありますけれども、宇都宮の例に倣って行って、3割程度ということで考えれば、当座50台あればとりあえず。あとは、理由にならないような理由ですけれども、どうしても補助金絡みがあって、50台が購入できる限度だったということもあるものですから、当面50台で対応させていただいて、あとは貸し出しの期間を1年間というふうにしたんですけれども、もしそういう需要があれば半年とか、短くして少し回転するとか、当座ですね。翌年に買い足すまでの時間があるというときは、そんなことが一つの方法として考えて対応はしていきたいということですが、そんな理由で、とりあえず50台ということで動かしてみようということになりました。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、ここで議事進行を副委員長に交代いたします。

(委員長、副委員長と交代)

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 1点だけ聞きたいんですけども、

今のこの特殊詐欺のやつね、それは入れるのは全然ウエルカムでいいんですけども、よくこういう話があるんじゃないですか。お店の金庫には最低3,000円とか1万入れておきなさいって。泥棒が入ったときにそれを持っていくんですよ。入らないと火をつけられちゃったり殺人になったりって、よくそういう話を聞くんですけども、これ、本来ならこういったやつは、通常もう言っちゃっているんであれだと思うんですけども、いつでもこういった詐欺はなくなるんじゃないですか。たまたまそういうの入れると、今度は逆にエスカレートしちゃうんじゃないかなと。

確かに、入れていい、事例はいいと思うんですけども、そういったものは考えなかったですか。確かに、宇都宮でやっているからいいよというのは、確かにそれもいいんですけども、犯罪って、おれおれ詐欺とか特殊詐欺なんていうのはなくなるんじゃないですか。でも、ゼロに戻そうと思ってやっている施策はいいんですけども、その前段の、入れる前の議論で、そういった話にならなかったんですか。これは、これを入れればゼロにはならないとはもちろん思うんですけども、こういったもの、だったらもうちょっと、例えば、あそこの議場のやつ、最初に部長のほうから全議員に渡して、あそこのところ、暫時休憩か何かにして、こういったものを漏れないようにするとか、そのぐらい俺やってもよかったんじゃないかな。これなんかもう公表しちゃったんで、那須塩原市はこういうの入れるんだねなんていう話になっちゃうと、今、情報化社会なんで、もっと上の、エスカレートした事件が出てきそうな気がするんだけど、そういうの全然考えなかったですか。入れるのはいいですよ。だからその後の、そういったことは全然考えなかったですか。

○齊藤副委員長 課長。

○鹿野生活課長 具体的にそこまでの議論はしなかったというのが正直なところだと思います。ただ、その、さらに高度な技術というか、そういった形での犯罪というか、そういったものも考えなくちゃいけないだろう、そのためには、入れるということをやっちゃいけないだろうということなんだと思うんですけども、そこまで想定していなかったというのもありますけれども、とりあえず現段階では、これだけ啓発したりしてもだまされちゃう人がいる。

質疑のときに部長も言っていたいただきましたが、入れたことによって、その機械の入ったところは被害額ゼロなんです。ということもあれば、本当に、100人かかって1人かもしれないですけども、被害に遭う人が。とりあえずその目先のその被害をなくそうというような発想から、とりあえずはそんなことで、表にも出しちゃったというのが正直なところかなと思いますけれども、そんなことも考えていなくちゃいけないというのは、確かに今指摘受ければあるのかなとは思ったようなところですよ。

○齊藤副委員長 部長。

○山田生活環境部長 補足しますと、犯罪が、例えばこれをゼロにすることによって、もっと別の、違う形の、もっと重大な犯罪がと言うところなんでしょうけれども、委員長が言いたいのは、その、別の。

○櫻田委員長 いやいや、違う。これを入れるに当たって、そういった話はなかったか。入れるのは別にいいんですよ。

○山田生活環境部長 これは、あくまでもさっき説明した、栃木県警の主導で始まった事業で、これを市町村で配ってくれば購入費は全部、100%出しますよという中で、じゃやってみようかって始まった事業なんですけれども、ばらしちゃって

と言うんですけども、これ取りつけたお宅に、例えばおれおれ詐欺の犯人が電話すると、まず着信、呼び出しの、本人が出る前にテロップ、テロップというかアナウンスが流れて、この電話は詐欺防止のためのついてますよって流れるんです。この会話は録音されますよってというのは出る前に流れるんですけども、それを聞いた瞬間に犯人は間違いなく切るんで、そういう意味でゼロ件という。

それを、例えば犯人が何回かけてもそれだ、どのお宅かけてもデータあってやばいなと思ったときに、じゃ、その後違う犯罪考えるかどうかというのはちょっとわからないんですが、エスカレートするかどうかわからないんですが、少なくとも、この特殊詐欺というところに限って言えば防げるのかなというところが多分県警の狙いだと思うので、それに乗ったというのが今回の事業であります。

○齊藤副委員長 それでは議事進行を委員長と交代いたします。

(副委員長、委員長と交代)

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 4時35分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。

君島委員。

○君島委員 (予約ワゴンバスを乗り合いのタクシーとする検討についての要望)

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 (交通指導員の任命に当たってのメディカルチェック等について)

○櫻田委員長 それでは。

鈴木紀委員。

○鈴木(紀)委員 (市営駐車場の料金を払いやす

くする工夫について)

○櫻田委員長 それでは、そのほかないようですので、生活課の審査を終了いたします。

これで生活環境部の今定例会における審査は終了となりますが、生活環境部全体として何かございますか。

課長。

○臼井環境管理課長 先ほど、環境基本計画の件で鈴木委員のほうからご質問があった件が、ちょっと回答が出ましたので、ちょっとだけ暫時休憩させていただいて、係長ちょっと入室させたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○櫻田委員長 それでは、生活課の皆さんはご苦労さまでいいんですね。

〔「いいです」と言う人あり〕

○櫻田委員長 じゃ、生活課の皆さん、ご苦労さまでした。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時43分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

環境管理課のほうから説明をいただきます。

○臼井環境管理課長 じゃ、係長のほうから説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

○櫻田委員長 係長。

○染谷環境企画係長 先ほどご説明させていただきました議案第45号 第2期那須塩原市環境基本計画について、2点ほど補足でご説明をさせていただきます。

まず、1点目なんですけれども、鈴木委員からご質問ありました、計画の39ページの指標の3つ

目の、堆肥センターの処理量に関してですけれども、27年度のこの数値は、堆肥センターに持ち込まれたふん尿とか生ごみの搬入量という数字でございます。38年度の目標値につきましては、今現在の稼働率が約50%というところで、それを70%ぐらいに上げていきたいということで設定した数字ということで、所管のほうに確認をとった次第でございます。

続きまして、2つ目なんですけれども、山本委員からご質問をいただいた、10ページの水辺環境の保全の中のo sの指標ということで、これが第2期計画ではなくなってしまったということでご質問いただきまして、公害のほうで、BODの指標は載せたということでご説明させていただいたんですが、BODの指標は第1期にも載っているので、結果的にはo sの指標が削除になってしまったということなんですけれども、こちらに関しては、ずっと100%で来ているので、一応今回第2期に当たっては割愛したというところで、調査自体は引き続きやるけれども、指標としては掲載してはいません。こちらも環境対策課のほうに確認をとりまして、こういった回答をいただいております。

以上となります。

○櫻田委員長 それでは、これで生活環境部の本定例会における審査が終了となります。

以上で生活環境部の審査を終了いたします。ご労さまでした。

それでは、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 4時46分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日お昼前にありました上下水道部の説明において、皆様のほうにレターケースの中に資料を入れてということではあったんですが、ご丁寧に西那須野のほうから資料を持ってきてくれて、説明をしたいということなので、委員の皆様、少々時間をいただければと思います。

それでは、係長のほうから説明を求めます。

係長。

○宇賀神総務係長 本日は、お時間をいただきまして大変ありがとうございます。

では、午前中の常任委員会の際に質疑がございました件についてご説明させていただきます。

質疑の内容については、平成29年度水道事業会計予算中の予算に関する説明書4ページ、平成29年度的那須塩原市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出の水道事業収益の合計額29億34万1,000円から水道事業費用の合計額26億6,927万9,000円を引いた額2億3,106万2,000円と、6ページの平成29年度那須塩原市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書中の業務活動によるキャッシュ・フローの当年度純利益1億7,872万7,000円は一致するものとするが、相違しているのはなぜでしょうかというようなご質問がございました。こちらについてご回答いたします。

相違する原因は次のとおりとなっております。

1番、予算実施計画は、消費税込みの計算表でございまして、予定キャッシュ・フロー計算書は消費税抜きの計算書であるため一致しません。

また、予算実施計画に計上されている予備費は、経営活動の財務に関係のない費目でございまして、予定キャッシュ・フローの計算書には計上されておられません。

1番と2番から、予算と公営企業会計は関連は

あるものの、正確には全く別のものと考えております。その理由としてご説明いたします。

公営企業会計では、予算と決算の双方を重視する立場でございます。そのため、今回のように公営企業会計の予算は、議会の議決を得て定めなければなりません。予算書については、官公庁会計、いわゆる一般会計のように、全て消費税を含めた金額で編成しているのに対しまして、キャッシュ・フロー計算書などの財務諸表は、経営活動の財政上の結果を関係者に報告する目的で作表する計算書で、それに関係のない費目及び消費税額は除外しております。さらに、財務諸表は、経営活動の結果を関係者に報告する目的でつくる計算書としているものの、地方公営企業法第25条及び施行令第17条の2の規定によりまして、長が予算に議会に提出する際には、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書など、予算に関する説明書をあわせて提出しなければならないこととされております。しかしながら、これらの計算書は、本来であれば決算時に作成するものを予算時に概算で作成するために、その結果、特に予算時は数字に整合性がとれないことが生じてきます。

また、キャッシュ・フローは、同じく財務諸表の一つであります損益計算書をもとに作成されております。こちら、予算書の6ページのキャッシュ・フローの当年度純利益の額は、こちらに添付されております平成29年度の当初予算の予定計算書、こちら、予算書のほうには、義務づけられておりませんので、添付はされておりますが、こちらをもとに作成しております。

また、参考に、予算書の6ページの予定キャッシュ・フローの計算書の当年度純利益1億7,872万7,000円については、13ページの予定貸借対照表の当年度未処分利益剰余金の予定額6億4,831万4,466円から、建設改良積立金のうち、4条の

不足分に補填する予定額の4億6,958万7,000円を減じて端数処理した額と一致してございます。

以上が質疑がございました件に対する回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔「あとはあれですよ、留保資金の残額を後で入れておいてくれるということですよね」「はい」と言う人あり〕

○櫻田委員長 お疲れさまでした。

それでは、執行部退席のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時53分

再開 午後 4時53分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これで、本日予定をしておりました審査事項は終了しました。委員の皆さんにおかれましては、あした10時より委員会を再開いたしますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここで事務局より説明があります。事務局。

○磯議会事務局書記 (事務局事務連絡。)

—————◇—————

◎散会の宣告

○櫻田委員長 それでは、以上で本日の建設経済常任委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時54分

建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

平成29年3月8日（水曜日）午前10時00分開議

出席委員（8名）

委員長	櫻田 貴久	副委員長	齊藤 誠之
委員	鈴木 伸彦	委員	鈴木 紀
委員	君島 一郎	委員	吉成 伸一
委員	山本 はるひ	委員	玉野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

建設部長	君島 勝	都市計画課長	稲見 一美
都市計画課長 補佐	板橋 信行	都市計画係長	高久 浩二
開発指導係長	田中 和広	都市整備課長	松本 正彦
都市整備課長 補佐兼駅周辺 整備室長	浅賀 保幸	都市整備係長	大野 昭博
住宅係長	伊藤 良司	建築係長	加藤 正之
駅周辺整備室 副主幹	小野 治夫	道路課長	大木 基
道路課長補佐 兼建設係長	鈴木 隆行	管理係長	高根 沢寿夫
維持係長	村木 和夫	用地係長	広瀬 美香子
河川係長	相馬 和男	建築指導課長	中村 誠
建築指導課長 補佐兼 指導係長	亀田 康博	審査係長	鈴木 美津治

出席議会事務局職員

書記 磯 昭弘

議事日程

1. 開 議

2. 審査事項

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔都市計画課〕

- ・議案第 5 2 号 那須塩原市立地適正化計画について
予算常任委員会（第三分科会）
- ・議案第 7 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計予算

〔都市整備課〕

- ・議案第 3 5 号 訴えの提起について
- ・議案第 3 6 号 訴えの提起について
予算常任委員会（第三分科会）
- ・議案第 7 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計予算

〔道路課〕

- ・議案第 5 3 号 第 2 次那須塩原市道路整備基本計画について
予算常任委員会（第三分科会）
- ・議案第 7 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計予算

〔建築指導課〕

- ・議案第 2 6 号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
予算常任委員会（第三分科会）
- ・議案第 7 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計予算

3. その他

4. 散 会

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

○櫻田委員長 それでは皆さん、おはようございます。散会前に引き続き、会議を開きます。

初めに、君島建設部長からご挨拶をいただきましたと思います。

部長。

○君島建設部長 (挨拶。)

○櫻田委員長 ありがとうございます。



◎都市計画課の審査

○櫻田委員長 それでは、都市計画課の審査に入ります。



◎議案第52号の説明、質疑、討

論、採決

○櫻田委員長 議案第52号 那須塩原市立地適正化計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長 (議案第52号について説明)

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございますか。

玉野委員。

○玉野委員 中心方向へという中で、若い世代が外へ外へ行くという、住宅地が安いとか、ローンが組みやすいとかと民間ですね。

それから、アパート等もやはり民間という形で、

外へ行く傾向が強いのかなということで、民間のそういう動きというものは、どういうアプローチというか、どういう考えをしているかということなんです。

○櫻田委員長 答弁を求めます。課長。

○稲見都市計画課長 確におっしゃるとおり、土地が安いほうへ安いほうへということで行く傾向、もちろんございますが、私どもではそれを、どのようなインセンティブをつけて、この居住の誘導区域については来年度の設定と公表ということになります。さまざまな庁内の検討会におきまして、いろんなインセンティブを今検討させていただいております。

そういういろいろな課で、いろいろな居住誘導について検討させていただいておきまして、できるだけ市内に、内側に内側に住んでいただくと、税制面やいろいろな面で優遇措置がありますということ、しっかり用意をさせていただいて、そのような誘導をしたいというふうに思っております。

○櫻田委員長 そのほか、何かございますか。

[発言する人なし]

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を

開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号 那須塩原市立地適正化計画については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第52号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、 採決

○櫻田委員長 これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長（議案第7号についての説明）

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますか。

玉野委員。

○玉野委員 今、お話を聞いて、なるほどねということで、不動産部分は、県北、ありましたから、こういうことが出るのかなと思って、またその解決

方法としてこういう事例が出てきたのかなと思います。

それで2つお聞きしたいんですけども、この清算人選任ということは、要件、どんな方というのかな、要件を満たせばということと、もう一点は、4カ所登録されていないという解決としてのその50万なのかなということなんですけれども。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長 清算人、通常、破産行為といえますのは、本人がお金を払えなくなってしまったたくさん借金があるということで、もうにつきもさつきもいかないということで、裁判所に破産の申し立てを行います。

裁判所は、弁護士を指名いたしまして、破産清算人というふうに弁護士を指名いたします。

指名されました弁護士は、その破産人の全てのお金、預金、財産を調べまして、債権者にそれを配布いたしまして、全部きれいになくなりましたらその時点で破産が終了するという形になります。

今回も清算人は、弁護士が大田原地方裁判所、家庭裁判所でしたか、から選任になると思います。

ただ、私どもの顧問弁護士に申し立て行為をお願いしますと、お金もかかりますし、申し立てした顧問弁護士が裁判所から清算人に指名されることはないので、今回、手続は勉強したうちの係が全部行います。申し立てまで。

そして、裁判所からは、私どもの顧問弁護士を清算人にしていただきたいというようなスタイルを考えております。

もう一つのご質問は、4カ所ということでございますが、このH社は、新南、井口、若草町、東小屋の4カ所にそのままにして、登記簿をそのままにしてというか、名義がそのままになって残っておりますので、これを、この4カ所を、1人の

H社ですので、この4カ所全部、今回の申し立て
でやってしまうおうと。

〔「4カ所1件という意味です」と言う人
あり〕

○稲見都市計画課長 この申し立てで4カ所1件で
す。

以上でございます。

○櫻田委員長 そのほか、何かございますか。

山本委員。

○山本委員 今の部分なんですけれども、たまたま
住んでいる人から言ってきたので、そういうこと
になったということなんです。市内にはまだあ
るんですか、そのような、同じような団地とい
うか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長 市内には、昭和47年から分譲
開発が902件ほどございました。

関係データを現在、今回と同様の案件が幾らあ
るのかということが、私たちも一番の、大至急調
べなければならない。

今までは、登記されていないからだめよと言
てきましたが、もうそういうことを言っている
場合ではありませんので、これらを集計するた
めには、個別に全案件登記簿からさかのぼって、
新しいものは全てちゃんとやっておりますよ。そ
うではないものなんです。やられていないものは
古いものなんです。

現時点での件数は、残念ながら、何件というこ
とはわかっておりません。

今しばらく時間かかると思います。全部調べる
のは。

申しわけありませんが、今のところはそのよう
な答弁でご勘弁いただきたいと思ひます。

○櫻田委員長 そのほか、何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 今の続きになってしまいますが、そう
すると、今回のその4カ所、開発行為をやったと
ころが、4カ所わかったわけですけれども、住民
の方々からそういった声は、これまでには余りな
かったということなんですか。

今回、そういった非常に詳しい、法的な部分で
詳しい方の申し入れがあったので、対応しよう
と思つたらこういう対応の仕方があるということに
気がついたというお話だと思うんですが、そうい
ったお話を、その前に例えばされていた方には、
改めてそういった話をするとかということはない
んでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長 前からも何件かはあったよう
でございます。

ただ、やはり先ほども申し上げましたとおり、
底地が登記がされていないということは、市の税
金を使って仕事をしても、それが誰かに持ってい
かれてしまうというようなことがあるということ
で、お断りをしておりました。

ただ、今回こういうことをやるということで、
当初予算説明などを行いましたら、ある市の職員
が、実は私が住んでいるところもそのH社の分譲
地なんですと。前からお願いしたいということだ
ったんですが、やはり無理だというようなご意見
をいただきました。

この4カ所につきましては、そういうことで1
カ所は要望がありましたので、12月1日に、この
ようなことで何とか来年やりますというようなお
話をさせていただきましたが、その3カ所につ
いては、その説明などはまだ何もしておりませんが、
説明の必要があるかどうかということも含めまし
て、ただ、これはお答えになっていないかもしれ

ませんが、実は、会社が残っているのに登記をしていないというのが、やはりあるんです。

これは、相手の会社がまだありますから、この手法は使えないんです。

それを、何とかちゃんとして登録しろよということ、ずっと継続してやっております、2年前、3年前のものが今になって帰属するということは、毎月のようにポツポツと生まれておりますから、少しずつ状況は変化しておりますけれども、そういうことで、今回初めて、うちの課で積極的に自分のものにしようということで、法的な手続ということをやりましたので、ただ、今回からこういうようになりましたから、皆さんどうぞ申し込んでくださいというような広報をいたしましたら、私どもお手上げになってしまいますので、大至急、幾つそういうのがあって、対応しなければならぬのかというのを、まず調べさせていただきたい。

その後のことは、その後、その数などを見ながら考えていきたいというふうに思っております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 これは、調べるに当たって、都市計で皆さんで調べることは可能なわけですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○稲見都市計画課長 もちろん私どもで可能でございますので、開発指導係を中心にみんなで調べると。

台帳はしっかり残っておりますが、本物の登記簿がどうなっているのかというのは、再度確認しなければなりませんので、その作業を、本当に時間はかかりますが、やらせていただきたいというふうに思っております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

その上の屋外広告物に関してなんです、これまで設置の状況についての調査やってきて、また新年度についても調査並びに改修等も行うというふうに、それぞれ予算化されて、予算規模としてはだんだん少なくなっていると思うんですが、今回調査はどのぐらいの件数を予定していて、それから改修も何件ぐらいを予定しているのか、お聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○高久都市計画係長 まず、調査につきまして、来年が4年目になります。

26年から27、28と3年間やらせていただきまして、調査件数としてはおおむね1万件程度……

〔「これまで1万件」と言う人あり〕

○高久都市計画係長 が確認できました。

こちらにつきましては、黒磯地区と塩原地区という形で、主な路線を見させていただいております。

細かい部分はちょっと抜けている部分もあるんですけども、そういった形であります。

29年度につきましては、西那須野地区を重点的にやる形で、4年目という形で、一応5年間の計画でいまして、西那須野地区2年程度考えているんですけども、想定基数としては西那須野地区でやはり5,000基程度あるだろうという形で考えております。

それで、那須塩原市全域でいいますと1万5,000程度の看板があるのかなという形で考えております。

金額につきましては、昨年同様、期間的なものも同様な形で計上させていただいております。

どこまでできるか……補修が30年にやる予定でおります。

補助金のほう、こちらにつきましては27年から

始まりまして、27年度に42基、28年度が14基の改修、撤去も合わせての数になります。合計で56基です。

補助金にしますと、660万の補助金が今出しております。

もともとが、こちらは130基程度の改修の補助を想定しておりましたので、金額的にはもっとかなり大きかったんですが、なかなか交付申請が上がってきませんでして、予定より上がってこないんですけれども、今回は120万ほど計上させていただいているんですが、これは去年の部分、ことしの部分と想定された中で、このぐらいではないかという形での金額で、おおむね10基程度の形で上げさせていただいております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 大まかわかりました。

これに関して言うと、やはり昨年同様、シルバー人材センターのほうに調査依頼をして、それでやるという流れでよろしいですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
係長。

○高久都市計画係長 シルバーのほうでのなれた方がいらっしゃいますので、来年につきましても同様の形でお願ひする予定でいます。

○吉成委員 了解しました。

○櫻田委員長 そのほか、何かございますか。
〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。
執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。
吉成委員。

○吉成委員 (開発行為に伴う公共施設の市への帰属について)

○櫻田委員長 それでは、そのほかございますか。
玉野委員。

○玉野委員 (開発行為に伴う公共施設の市への帰属について)

○櫻田委員長 それでは、そのほかございますか。
〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、都市計画課の審査を終了いたします。
お疲れさまでした。
ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時01分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎都市整備課の審査

○櫻田委員長 それでは、都市整備課の審査に入ります。

◇

◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第35号 訴えの提起についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。
課長。

○松本都市整備課長 (議案第35号について説明)

○櫻田委員長 説明が終わりました。
各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。
鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 まず、逆に言うと、なぜ28年3月になったら出ていってくれたんですか。同じような状態を継続しようとするのをやめたんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○松本都市整備課長 高久トヨ子におきましては、高齢によるということで身体等の部分もありまして、このふるさとホーム大田原城というのは……サービスつき住宅、そういった形で退去ということに。その中では、福祉サイドのほうからもいろいろな指導、助言等もあったと聞いております。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 もう一つ、こういう方、高齢だと思わなければならない、多分市のほうは再三お願いをしていたんだと思わなければならない、何か、あちら側が言っている払わない理由というのは何か、1つ、2つあったと思わなければならない、それは何だったんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○松本都市整備課長 一般的な支払わない理由、当事者としては、ほかのものに収入を使っていたんだと思わなければならない、こちらとして合理的な理由というのは把握していません。

○櫻田委員長 そのほかございますか。
〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 訴えの提起については原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第35号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第36号 訴えの提起についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

○松本都市整備課長 （議案第36号について説明）

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。
山本委員。

○山本委員 多分おっしゃっていることは正しいことだと思うし、悪いことをしているんだと思うん

ですけども、この母と子は、何かその福祉のところでこうなってしまうまでにするような人ではなかったんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○松本都市整備課長 先ほども言いましたように、高久トヨ子が入居時は福祉サイドのほうからも市営住宅担当ともあわせて一緒にいろいろ指導を重ねてきておりました。

今回も先ほど説明したように、高久正美は、私たちが見る限りは健康な方なものですから、その中でも生保にも相談するような旨、またハローワークにもちゃんと行きなさいという指導も積み重ねてはきたところであります。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 ということは、この高久正美という人は健康であって、働ける状態なのに何もせず、ぶらぶらしていてお金も払わないでそこに住んでいるということでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○松本都市整備課長 委員おっしゃるとおりという情報は把握しております。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。
君島委員。

○君島委員 これは先ほどの高久トヨ子のほうのを計算しますと家賃相当額ということで4,000円強なんですけど、単純に計算すると。これ、今現在の高久正美のほうも使用料相当額の損害金の支払いを求めるといことなんですけれども、その場合の使用料というのは、高久トヨ子のときの使用料と同じ金額という考え方なんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○松本都市整備課長 今回の使用料相当額の計算の

方法は、高久トヨ子及び高久正美も合わせまして、市営住宅家賃算定の中で近傍同種家賃算定というのがありまして、同じ場所、位置等で民間であればこれだけになるという形のものという家賃がありまして、市営住宅入居者であれば、所得制限額、限度額いっぱいの方はこの金額になるという形になるわけです。それと同等の金額が今回の損害賠償請求の使用料相当額の算定根拠となっております。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 今回のこの息子さんという方は、以前から先ほどの訴えの相手であったお母さんと同居をずっとされてきたということですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 こちらは平成16年に亡くなった名義人と合わせて、昭和57年1月に3人一緒に入られております。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので討論を

終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号 訴えの提起については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第36号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————

◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○櫻田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○松本都市整備課長（議案第7号について説明）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 119ページなんですけれども、2段目、1001事業で委託料の中の、結構、金額が1億1,900万何がしなんですけれども、若干、これの内訳をご説明いただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 こちら、ご質問の公園維持管理費の委託料ということで、その内訳になります

が、こちらを見て、まず指定管理者委託が鳥野目河川公園に関する指定管理者分が4,277万2,000円、また、それ以外、黒磯公園ほか37公園の委託料が6,765万7,000円となっております。そのほかに、都市公園ではないその他公園というのがあるわけですが、そちらのこちら管理業務委託ですけれども、こちらに関しては522万6,000円を見込んでおります。

そのほかに、細かいこととなりますが、帰属公園等の樹木伐採とか害虫駆除、それと小っちゃな上黒磯公衆トイレの補修業務委託等の費用等が入っているところであります。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 新規の鳥野目河川公園のこの事業費は、これはずばり幾らですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 鳥野目河川公園、ごめんなさい、お答えが漏れましたが、公園灯不点灯箇所調査業務委託は80万を見込んでおります。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 そこは了解しました。

あと、120ページが一番下です。新規のoracle等のシステム保守の関係ですけれども、今まで市の職員がやられていたものを、こういうシステムみたいにしてやられるんだと思うんですけれども、これは、何というんですか、いろんなメリットがあると思いますが、人的な労力のメリットとか、財政的な観点から見たメリットとかあると思うんですけれども、これを導入するメリットというのを、ちょっとご説明いただけますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。係長。

○伊藤住宅係長 oracle等のシステムの保守ということでよろしいのでしょうか。oracleというのが、

公営住宅管理システム、こちらを起動させるためのソフトウェアのことをoracleというものでございまして、こちらのほうのソフトの保守料でございまして、このソフトを導入したから人件費の削減とか、こういったことではなく、単なるそのソフトウェアの保守料ということになります。

○櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 では単純に、ここに3,692万9,000円という金額なんですけれども、そうすると、この内訳的にはどのような形になっていきますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 こちら、3,692万9,000円の内訳といたしましては、先ほど言いましたoracleのハード保守が10万7,698円で、このシステムソフト保守が40万5,000円と、あわせてこちらの、ごめんなさい、先ほど言いましたのは公営住宅システムのハード保守と、oracleがまた追加になりまして、こちらがoracleのシステム保守が11万1,067円。それと一番の金額が張るものは、市営住宅指定管理者委託料、こちらが3,585万5,000円を計上しております。そのほかに、先ほど議案第35号、36号でご説明しましたが、市営住宅明け渡し請求に係る弁護士に対する委託料を、今2件分として30万、また、明け渡し訴訟後に相手方が立ち退かない場合は強制執行というものがあると考えられますので、その分が同じ数、7万5,000円掛ける2件の15万となっております。

以上が3,692万9,000円の内訳でございます。

○鈴木（伸）委員 了解しました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 すみません、本来は聞くことはまずい

んだらうと思うんですけども、もし答えられたらお願いします。

120ページの空き家対策の中で、委託料で空き家等応急代行措置ということで載っているんですけども、これの一応、金額と算出したときに何か所ぐらいを見ているのかだけ、ちょっと教えてもらいたいのですが。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 代行措置の業務委託、これは業務委託で見ているところなんですけれども、トータルで100万を見ていまして、その中で、応急代行措置の中で、立ち木が道路に出ていて、それが本当に今すぐにも危険だという場合の立ち木伐採に対して、1件23万5,000円、また、飛散防止というのは、空き家でそれが道路上に今にも落ちてしまう、本当に今すぐにも落ちてしまうという形の対策というのは、その建物の外壁に網を張ったりの処置として、こちら76万5,000円という形、合わせて100万、それぞれ1件ずつという形で。これは、財政当局との話の中でそういったものがまた必要とあれば、予備費または補正という形で対応しなさいという話をいただいているところではあります。

以上です。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 もう一つ、120ページで、これは今回が新規ではないんですけども、委託料で弁護士のほうに委託をして、説明がありまして、住居の明け渡し等の関係についてですということなんですけれども、これは市のほうでお願いしている弁護士さんは、そこまではしないということなんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 空き家等応急代行措置ということ……

○君島委員 いやいや、そうじゃなくて、その下です。その下に……

〔「はい」と言う人あり〕

○君島委員 はい。維持管理費の中にあつて、弁護士の方の、今、費用で、先ほど鈴木委員の方の説明では、明け渡し、あるいはそういったものの代行措置をお願いするということがあったんですけども、これは、市のほうでお願いしている、市政全体にお願いしている弁護士さんの費用では賄えないということなんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 個別の訴訟に関しましては、顧問弁護士の方がおられても、個別にお願い、委託するという形になっております。

○君島委員 そうですか。わかりました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

山本委員。

○山本委員 118ページの黒磯駅前周辺の再生整備計画の一番下のところの新規のアーケードの撤去費用についてなんですけど、先ほど、補助金を市から渡してアーケードの撤去ということをおっしゃっていましたが、あそここのところのその補助金を渡してしまったら、あとは、個別に市からアーケードを1件1件計算をして渡すのか、あるいはどこかの団体に渡して、全体として、この1,300万で全てを撤去するための費用として渡すのか。このやり方を教えてほしいです。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 こちらアーケード撤去の補助金に関しましては、実際はやはり個々の持ち分があるようなんですけども、組合というものをつ

くっていただきまして、そこに市としては一括でお支払いする、補助金をという形になっております。

ただ、これは3分の2の補助なんで、3分の1は自己負担となりますのでそれは、その個別の方々がお支払いするというふうに聞いております。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、これはアーケードがかかっている家が改めて組合をつくって、そこに対して市が補助を出す。3分の2は出すけれども、3分の1は自分で出ささいという理解だと思わんですが、それで一斉にあそこのアーケードがきれいになるというふうに考えているんですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 おっしゃるとおり、2カ年に分けて行く、駅前通り、黒磯停車場線は県の工事が入ります中で、片側ずつというお話はいただいているところであります、費用補助金も片側分として見ております。両側ではありません。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、これが外から見てきれいになるには、29年度ではなくて30年度になってからということですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 きれいになるというか、アーケードが撤去されるのは、29、30年度という形になるということでございます。

○山本委員 了解しました。

○櫻田委員長 その他何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 120ページの市営住宅維持管理費の新規で老朽化住宅の入居者移転に伴う空き部屋修繕ということですが、これはバリアフ

リー化ということで理解してよろしいでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○松本都市整備課長 こちら、老朽化住宅入居者移転に伴う空き部屋修繕といいますのは、今、烏ヶ森住宅及び稲村住宅で用途廃止になる住宅に住んでいる方に、移転をお願いしております。その方が、移転先として市営住宅にまた入りたいという方のために、今あいている部屋をきれいに修繕してあげるといふ費用になっております、この修繕費は。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 では、2棟分ということで、2件分ということ。そういう理解していい。何件分になるのか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○伊藤住宅係長 今現在、移転のほうをお願いしておりますのは、烏ヶ森あと稲村団地ということでございましたので、今、住みかえストックといたしまして、移転先として確保しておりますのが、稲村団地で1戸、あと畑中で4戸、あと三島で4戸ということでございまして、こちらのほうの修繕、その部屋の内容にもよるんですが、こちらのほうの修繕を行いまして、総額として100万円という形で計上してございます。

以上です。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

副委員長。

○齊藤副委員長 119ページの都市公園の長寿命化ということで、以前、一緒に視察に行ってくださいったときに、その後、今、言うまでではないんですが、残念ながら撤去した後、芝張りって書いてあ

るんですけども、これ、前回行ったときに、もし水が生きているようであれば、平面で下から噴水が出て子どもたちが遊べるような、そういった有効活用という点では協議はされなかったのかどうかをお伺いいたします。

○**櫻田委員長** 答弁を求めます。
課長。

○**松本都市整備課長** こちら、委員おっしゃられたとおり、そういった話もいただいたところの中で、やはりその費用、工事費用、またその後の維持管理費等を庁内で検討させていただいた中で、やはり、前例がいいかどうかは別として、ああいった形になってしまった中で、やはりそういった設備を設けるのは、これからの維持管理等も含めてちょっと厳しい、難しいという中で、また利用者の中で、噴水周り、結構、芝生広場を利用されている方もおりますので、あそこを撤去してきれいに芝を、今回は撤去だけじゃなくて芝張りまでやりますので、そういった形で有効に活用していただけたということが庁内で決定いたしました、こういった形にさせていただきました。

○**櫻田委員長** 副委員長。

○**齊藤副委員長** では、了解いたしました。

では、そのかわりに、じゃ都市公園ということで、夏場の暑さ対策等に関しては今後考慮できるところは考えていく可能性はあるのかどうかお伺いします。

○**櫻田委員長** 答弁を求めます。
課長。

○**松本都市整備課長** 暑さ対策ということ。

今のところ、都市公園においては、その、ミスト等というものの整備というのは考えては……。長寿命化計画の中で、まず更新と、また不要なもの撤去等が長寿命化計画にのっております。そういった形で進めさせていただいております。

○**齊藤副委員長** わかりました。

○**櫻田委員長** そのほかございますか。
吉成委員。

○**吉成委員** 120ページ、空き家等対策事業の一番下の補助金の3つの補助金がありますけれども、これは昨年同様ということなんですけれども、これら積算については、こういった考え方で積算されたんでしょうか。

○**櫻田委員長** 答弁を求めます。
課長。

○**松本都市整備課長** こちら、それぞれ、まず空き家バンク登録建物リフォーム補助におきましては、限度額50万円というような中で、50万円掛ける3件で150万。また、利用子育て世帯転居補助金におきましても、補助金というのが5万円というような、限度額じゃなくて、5万円という中で、家族3人、5万円の3人の3件という形で45万円。また、空き家バンク利用媒介手数料におきましても、10万円限度額で3件を想定しておりまして、30万というものの根拠となっております。

○**櫻田委員長** 吉成委員。

○**吉成委員** これは実績から計算しているということですか。

○**櫻田委員長** 答弁を求めます。
課長。

○**松本都市整備課長** 件数におきましては、まだ、28年度6月議会でご承認いただいた後……ものですから、補助金に関しての実績はありません。この金額におきましては、それぞれ、まず、リフォーム補助に関しては、想定積算をしまして、50万円限度額とさせていただいておりますし、子育て世帯転居におきましては、他自治体の例をもとに5万円としております。利用媒介手数料におきましては、こちらの宅地建物取引業のほうでの媒介手数料というのは根拠がありまして、こちらの中

での通常この媒介の金額によるようなんですけれども、その中で平均20万という中での2分の1の10万というもので、1件当たりの金額は出しております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 空き家対策というのは、もう全国どこでも、一番課題の一つに挙げられているわけですね。このような補助金制度があつて、実際に6月とはいっても、それからもう半年以上経過をきているわけですね。それを考えれば、利用される方がいてもいいのかなという気がするんですけども、今回、それぞれが大体3件の補助金を設定しているということなので、これ、やっぱり積極的にやっていかないと、進まない施策になってしまうと思うんですね。そこが、ちょっと、件数的にどうなのかなという、その辺の議論というのはされたのですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○松本都市整備課長 こちら、おっしゃるとおり、積極的なPRというか、広告とかという形の中で、今、ポスター等も張るようにしておりますし、今回、28年度、1件、空き家バンク登録で成約された方はいたんですが、この方、こちらに引っ越して来ない、まずは、別荘なのかなというような、こちらに引っ越してこないんで、住所、住居を置かないとこの空き家バンクの補助金は使えないものですから、そういった形なものですから、これから委員おっしゃるとおり、積極的なPRというのをより以上にやっていかなければいけないと思っております。

○吉成委員 了解しました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

それでは、ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時56分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第7号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

課長。

○松本都市整備課長 (まちなか交流センターの工事入札について報告)

○櫻田委員長 その他何かございますか。
いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かござ
いますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 （烏ヶ森公園の噴水について）

○櫻田委員長 それでは、ここで議事進行を副委員
長に交代させていただきます。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 （黒磯駅周辺地区の事業と芸術につ
いて）

○齊藤副委員長 議事進行を委員長と交代します。

○櫻田委員長 それでは、ほかにないようですので、
これで都市整備課の審査を終了したいと思います。
お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたし
ますが、午後1時より会議を再開します。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きます。

—————◇—————

◎道路課の審査

○櫻田委員長 それでは、道路課の審査に入ります。

—————◇—————

◎議案第53号の説明、質疑、討 論、採決

○櫻田委員長 議案第53号 第2次那須塩原市道路
整備基本計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○大木道路課長 （議案第53号について説明）

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。各
委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。
何かございますか。

副委員長。

○齊藤副委員長 先ほどの課長の説明のほうで、77
ページの4つの指標とあります。基本方針の中で、
一番最後、限られた道路整備というところを厳し
い財源の中でと言っていたんですけども、これ
は、こちらの限られたでいいんですよね。

○大木道路課長 はい、そんなところですよ。

○齊藤副委員長 言葉が厳しいと出ただけですよ。
読みかえが全然違ったので、まず1つ聞きたかつ
た。

あと、中身に関してはあれなんですけど、前回の
勉強会のときには、この表紙についてちょっと言
っていたと思うんですが、人がいないということ
で、各課の方に言っていたのと、あとせっかく歩
道整備もするのに、歩道を歩いている写真とかも
何かつけ加えたらいいのではないかということ
で言ってみたんです。

先ほど課長のほうが何か差しかえると言ったの
で、まだチャンスがあるのであれば、この表紙の
写真も、これは多分10年間残るのに当たって、こ
の駅前だけだと寂しいので、ちょっとカスタマイ
ズしてもらったと思うんですが、いかがでしょ
うか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 写真については、直接中身に影響
しない、全体をあらわすものなので、これから製

本印刷しますから、検討する余地はありますので、ご意見をちょっと内部で検討したいと思います。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時20分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第53号 第2次那須塩原市道路整備基本計画については原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第53号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 これより、予算常任委員会（第3分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○大木道路課長（議案第7号について説明）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けします。

何かございますか。

副委員長。

○齊藤副委員長 2点ほどまずあるんですが、115ページの先ほどの市単独道路整備事業費、4001事業の渡辺野間線、こちらはうちら建設経済で請願で行った場所です、よろしいのかどうか、お伺いいたします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 おっしゃるとおりで、大田原芦野線との交差点ということです。

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 それでは、111ページの新規の市境の案内看板解体ということで、これは一度説明があったと思うんですけども、もうちょっと詳細に教えていただきたいんですが。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 こちらの案内看板につきましては、1つは、国道4号線の市境、大田原市と那須塩原市の市境、もう一つは国道461号線、通称野崎街

—————◇—————

道と言われているところの大田原市と那須塩原市境に民地を借地しまして、看板が立っております。看板の具体的な部分については、看板のほうに、ようこそ清流、那須疎水の流れるまちというのが書いてありまして、これがかなり古くなっている。本来であれば、国道県道で、道路施設ではないものですから、こちらのほうの道路課での予算はどうなのかという部分はあるんですけども、地権者のほうから、かなり老朽化したと。更新するか撤去するか、どちらかにしてくれという話があった中で、市内部で関係課も含めて調整したところ、要らないんじゃないかということになりまして、道路課のほうの予算の中で、その撤去費用を計上したということです。

○櫻田委員長 その他、何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 それでは、112ページの明治の森・黒磯の今回の駐車場の拡張の件なんですけど、これまでの駐車場は多少、よそから見ると少し特徴的な、木を残すとか、そういった形で、そのかわり残念ながら駐車スペースとしては限られたスペースだったということで、今回拡張ということだと思うんですけど、これは何台ぐらいを予定していて、場所としてはどこになるのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 まず場所なんですけど、今、付近で新たな民間の美術館が整備されておるんです。それが整備されると、それに連動して、明治の森・黒磯にもお客さんが来るのかなと。どちらかというと、駐車場のほうについては、新たにできる美術館に近いほうが、道の駅の利用者にも利便性が高いのかなということで、そちらを予定しております。

駐車台数につきましては、現在の駐車台数が全

部で、身障者用も含めて48台ありまして、詳細設計等で何台必要かということは詰めていないんですけども、20台から30台ぐらいの間の増設が必要なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、具体的に場所自体は、南側になるわけですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 今のところ、本当に想定のものばかりなんですけど、南側のひまわり畑、あそこら辺の土地を活用して駐車場をつくれなかなというふうに検討しております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 これまでの明治の森・黒磯のあの駐車場のつくりとはちょっと異なる。駐車場だなという駐車場でしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 ただいまのご質問は、今の駐車場はかなりグレードが高くて、かなり余裕を持った駐車場で、あのパターンでつくると、かなり広い面積が必要なので、そこら辺どうなのかと、こういう趣旨のご質問かと思っておりますけれども、今度、今考えているのは、駐車場の機能を最優先した普通の駐車場ということで考えています。

○櫻田委員長 その他、何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 113ページの通学路整備事業ということで、工事請負費700万上がっていますけれども、予定箇所を教えてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 この通学路整備事業につきまして

は、那須塩原市通学路の整備に関する要綱に基づいて、地域の要望を受けて整備するという形の位置づけの事業でございます。

現在のところ、要望路線が上がってきておりませんので、この700万というのは具体的な場所は、今のところ確定はしていないということです。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 ということは、上がってきた段階での工事費は、それぞれ違うということですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 おっしゃるとおりでございます。

○櫻田委員長 そのほか、何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 あと1点確認させていただきたいんですが、今回、会派代表質問でも取り上げましたけれども、先ほど来説明が整備計画のほうでもありましたけれども、新南・下中野線、今回も新年度予算でかなりの予算が計上されているわけですが、総額で言うとこれは幾らになるんでしょうか。細かく出ているので、ちょっとわかりにくいのでお願いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 総事業費、平成29年度の総事業費ということでよろしいんですね。それとも平成29年度の事業費ということでよろしいんでしょうか。

○吉成委員 平成29年度。

○大木道路課長 平成29年度の事業費としましては、新南・下中野線は、2つの補助事業を入れております。1つは防災・安全交付金事業で、こちらが合計としまして7,613万7,000円です。もう一つ、地方創生道整備推進交付金事業、こちらのほうが3億6,370万です。

○吉成委員 すみません、総事業費を、全ての事業費でお願いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 総事業費につきましては、29億8,070万になります。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると29年度の事業が全部なされて、それで事業費ベースで何%の進捗率になるのでしょうか。

質問でいただいたのが、28年度予算が全て使われて事業費ベースで26%の進捗率ということだったものですから、この1年でどう変わるかというのを聞きたいと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○大木道路課長 28.2%の進捗になる予定でございます。

○櫻田委員長 その他何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時47分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 (島方2号線の無名橋に名前をつけることについて)

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

ここで進行を副委員長に交代します。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 (明治の森・黒磯の中央の駐車場の改良について)

○齊藤副委員長 それでは、議事進行を委員長と交代いたします。

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから、そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、そのほかないようですので、道路課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時59分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎建築指導課の審査

○櫻田委員長 それでは、建築指導課の審査に入ります。

◇

◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第26号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○中村建築指導課長 (議案第26号について説明)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは各委員から、質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時03分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第26号 那須塩原市手数料条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第26号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより、予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————

◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○櫻田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○中村建築指導課長 （議案第7号について説明）

○櫻田委員長 それでは説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 では、110ページの、ただいま説明をいただいた民間の木造住宅耐震診断費補助と、それから改修費補助の件なんです。私もきょうの新聞、これコピーをとって持ってきているんですけども、ここで書いてある内容を見ると、今回の改築、新築に関しての補助率というのは、国が40万、県が20万、それから市町が20万、80万が限度ということになるわけですね。そうすると、80万を限度でいくと、今回2,400万、マックスで当然計算してきているわけでしょうから、これは積算としてはどういうふうな計算をしたんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○中村建築指導課長 戸数に関しましては、一応30戸で予定してございます。基本的には何戸出るかというのは正直な話、今のところまだ、那須塩原で初めてのことなので、やっている形ではないんですが、大田原市さんのほうで、以前より改築のほうにも補助金を出していたという事例がございます。大田原市さんに確認しましたところ、大体年間十四、五件の申し込みがあるということで計算をして、那須塩原が大体その倍ぐらいの確認申請件数がございまして、およそ大体30戸程度で予定したということでございます。

○櫻田委員長 そのほかに何かございますか。

君島委員。

○君島委員 やっぱり同じページなんですけれども、狭あい道路整備費につきまして、これは補助金で整備事業費ということで出ているんですけども、これは42条2項の関係ということで説明をいただ

いたんですが、これはそうすると、そのあれに該当する人がセンターより2mバックしたときに整備をなささいよということで、セットバックした人が整備をして、するものに対して補助金が出るということなんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○中村建築指導課長 42条2項道路イコール4m未満の道路で、センターより2mバックします。2mバックしたときの、例えば3mのところだと50cmバックするということになりますけれども、50cmの分を市に寄附するという形になった場合、分筆経費と測量経費を合わせまして、それを50万を限度として補助するという制度になってございます。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 ということは、多分今、その土地によって分筆する費用が若干変動がありますけれども、50万では今分筆するのにほとんど足りない状況だから、不足分については寄附する人が出せというふうな考え方なんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○中村建築指導課長 基本的に、規模にもよるものですから、例えば4mないので3m90しかないという5cmずつとか。それが例えば20mなら20m、自分の敷地分だけの話なものですから、およそ最大限50万円ということで、いろいろなパターンが出てきてしまうので、一概に全額という形には補助はならないということで、うちのほうで算定させていただきますので、これに関して、那須塩原市が特定行政庁になってから、補助金を交付したというのは基本的に2件だけということになっておりますので、なかなか私、来て5年、建築指導課に来たんですけれども、5年目

ですけれども、まだ一件も取り扱っていないということなので、なかなか件数的には少ないのかなと。

○君島委員 わかりました。

○櫻田委員長 そのほか、何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 狭あい道路の下の部分の、木造住宅耐震診断費等ということですが、住宅耐震診断費等というような含みもあるものですか、含めてもう少し詳細にお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○中村建築指導課長 木造耐震診断費等補助事業ということで、耐震診断のほかに、耐震アドバイザーの派遣ですとか、あと耐震診断をした後の耐震補強設計というふうにならぬメニューがある中でやっているものですから、基本的には先ほど言った、例えば耐震改修ですとか、改築の補助を受けるためにはまず耐震診断をします。耐震診断をして、補強設計をして、費用等を積算して、最終的に工事をやるかどうかという形で決めていただいて、それが例えば費用が160万ですと、その2分の1ということになりますので80万限度までもらえる。それを超えれば200万でも300万でも80万円を限度ということになっておりますので、あくまで耐震診断と耐震補強設計、それが実施された後じゃないと改修建てかえについての補助が受けられないという形になっておりますので、基本的にはセットと考えていただいて。

今までは、改築の場合には補助金がなかったものですから、例えば建てかえするというふう考えた方についてはもう、例えば耐震診断のみで終わったりとか、耐震改修補強設計までやって、費用を要は相殺してみてもどちらにするか決めるという形の中でやっている方もございますので、今後

建てかえまで補助が出るという形になりますので、件数的には今後ふえていくのかなというふうに考えます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 ということは、セットというこ
とで考えると、想定件数というのはやっぱり同じ
く30件ということではないんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○中村建築指導課長 同じ件数で想定しています。

○鈴木（紀）委員 わかりました。

○櫻田委員長 そのほかに何かございますか。
〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので質疑、
ご意見等を終了したいと思います。異議ござい
ませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時22分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きます。
これより討論を行います。
討論はございませんか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結
いたします。

これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予
算は原案のとおり可決すべきものとするに異
議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第7号については、原案のと
おり可決すべきものと決しました。

◇

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。
執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何か
ございますか。
副委員長。

○齊藤副委員長 （分別解体届出シールについて）

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 （手数料条例の一部改正につ
いて）

○櫻田委員長 それでは、そのほかに何かござい
ますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですのでこれで
建築指導課の審査を終了いたしますが、建築指導
課の中村課長においては、長年にわたり那須塩原
市のために尽力をいただき、まことにありがとう
ございました。

これをもちまして、建築指導課の審査を終了
いたします。

それでは、執行部入れかえのため暫時休憩とい
たしますが、ここで先ほど、道路課の方より、説
明に対して不備があったということで、もう一回
説明するという事なので、委員の皆様は少しお

待ちをいただきたいと思います。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時28分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、道路課の課長のほうより説明をいただきます。

課長。

○大木道路課長 先ほどの道路課の委員会で、吉成委員のほうから新南・下中野線の平成29年度予算が執行できたといいますか、含めた場合の事業進捗率は幾つだというようなご質問がありまして、28.2%……

〔「もうちょっとゆっくり」と言う人あり〕

○大木道路課長 すみません。28.2%というお答えをしたところではありますが、戻りましてちょっと内容を再確認したところ、正しくは40.1%ということです。大変申しわけありませんでした。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ありがとうございます。それでは退席ください。

〔道路課長、道路課長補佐退席〕

○櫻田委員長 それでは、これで建設部の今定例会における審査は終了となりますが、建設部全体として何かございますか。

部長。

○君島建設部長 私ごとになりますが、2年間いろいろお世話になりまして、皆様のご協力をおもちまして、無事何とか進めている事業も何とか、進みだしてきております。

特に、黒磯駅前につきましては、東口が供用開

始されまして、今度は西口のほうによいよ入ってくるということでありますので、今後も皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

○櫻田委員長 それではここで、建設部の審査を終了いたしますが、君島部長にとっては長い間、那須塩原市のためにご尽力いただき、まことにありがとうございました。

また、建設経済常任委員会としても、できたばかりのほやほやの常任委員会でありましたが、2年間温かく見守っていただき、まことにありがとうございました。

また2年間、所管事務調査、市内の視察等も丁寧にご説明をいただき、非常に参考になりました。まことに、重ね重ねですが、お礼を申し上げたいと思います。

また、君島部長にとっては、再任用をしないというような情報が流れていますので、恐らく会えるのが盆踊りでたたく太鼓ぐらいにはなるのではないかなという気がします。これからも、那須塩原のために幾らかでも力になってくれればと思います。

また、私どもも建設部に関しての知識に関しては、まだまだわからない部分があると思いますので、もしか何かありましたら、気軽にご指導、ご鞭撻いただければと思いますので、どうかその辺もよろしくお願ひしたいと思います。

まことにありがとうございました。

それではこれで、建設部の審査を終了いたします。

執行部退席のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これで、本日予定しておりました審査事項は終了します。

委員の皆様におかれましては、あさって10時より委員会を再開したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局から何かございますか。

事務局。

○磯議会事務局書記（事務局事務連絡。）

○櫻田委員長 それでは、以上で本日の建設経済常任委員会を散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時32分

建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

平成29年3月10日（金曜日）午前10時00分開議

出席委員（8名）

委員 長	櫻田 貴久	副委員 長	齊藤 誠之
委員	鈴木 伸彦	委員	鈴木 紀
委員	君島 一郎	委員	吉成 伸一
委員	山本 はるひ	委員	玉野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

産業観光部長	藤田 一彦	産業観光部 政策審議監	木下 昭彦
農務畜産課長	久利 生元	農務畜産課長 補佐	池澤 直実
農業振興係長	磯 将央	畜産振興係長	若目 田治之
農業再生 協議会局次長	小仁 所滋	堆肥センター 所長	柳崎 修造
農林整備課長	久留 生利美	農林整備課長 補佐兼 農村整備係長	佐藤 正規
林務係長	君島 幹夫	地籍調査係長	伊藤 隆
商工観光課長 兼勤労青少年 ホーム所長	八木 沢信憲	商工観光課長 補佐兼 商工係長	後藤 明美
観光係長	金子 春美	観光振興 センター所長	高塩 浩幸
雇用推進室長	君島 一宏	雇用推進室 農観商工連携 担当主査 (係長級)	上野 純宏
雇用推進室 企業立地 担当主査 (係長級)	人見 栄作	農業委員会 事務局長	佐藤 章
農業委員会 事務局長補佐 兼農政係長	関谷 浩行	農地係長	村川 克典

出席議会事務局職員

書 記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 議

2. 審査事項

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長挨拶

〔農務畜産課〕

- ・議案第50号 元気アップアグリプランについて
- ・議案第51号 ミルクタウン戦略について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算

〔農林整備課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算

〔商工観光課〕

- ・議案第16号 那須塩原市企業立地促進条例の制定について
- ・議案第17号 那須塩原市企業立地審議会条例の制定について
- ・議案第29号 那須塩原市工場立地法地域準則条例の一部改正について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算

〔農業委員会事務局〕

- ・農業委員会事務局長挨拶
- ・議案第18号 那須塩原市農業委員会委員候補者選考委員会条例の制定について
- ・議案第21号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算

【陳情審査】

- ・陳情第 2号 「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

○櫻田委員長 皆さん、おはようございます。

委員の皆さんは昨日の卒業式、ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから散会前に引き続き会議を開きます。

初めに、藤田産業観光部長からご挨拶をいただきます。

部長。

○藤田産業観光部長 (挨拶。)

○櫻田委員長 ありがとうございます。



◎農務畜産課の審査

○櫻田委員長 それでは、農務畜産課の審査に入ります。



◎議案第50号の説明、質疑、討

論、採決

○櫻田委員長 議案第50号 元気アップアグリプランについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○久利生農務畜産課長 (議案第50号について説明)

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございますか。

山本委員。

○山本委員 26ページ、27ページのところで、二世農業者の方へという部分があるんですが、議場で

の質疑の中でも出ていたんですけども、その27ページの①の部分の5行目あたりに「女性の農業経営及び社会への参画を推進します」というふうに、女性の農業の担い手の方へのメッセージが出ているんですが、その部分はもう少しわかりやすく、男女共同参画の推進のほうの計画に入っているような「農家における家族経営協定を推進していきます」とか「推進するような施策を行っていきます」というような言葉をやはり入れるべきではないかと思うんですけども、入れる予定はないんですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農務畜産課長 26ページから27ページにかけてということで、まず26ページのほうでの説明となりますけれども、こちらで女性農業者の方へというところで、ここに(5)番で、一番初めに男女共同参画社会基本法という文言を示してございます。加えまして、下から2行目「当然農業の分野においても」というところで「女性が農業へ就労する場合や経営に参画する場合にこれを支援します」と書いてございます。男女共同参画社会基本法、ここに載せてありますとおり、先ほどの女性関係のものについてはこれで基本的に包括されているということもございますし、また「当然農業の分野においても」という中で、その趣旨は十分理解してございます。それで、家族経営協定のことですけれども、ここにつきましては、この点は女性のみでなく、具体例で申し上げますと農家の経営主と息子さんとの関係とか、そういったものを含めて家族経営協定を示すものでございますので、それは農業経営の中での家族内の役割をあらわすものと理解しております。そういったことから、この記載のほうは現状のままで行かせさせていただきたいと思っております。

以上です。

○櫻田委員長 何かございますか。

山本委員。

○山本委員 趣旨はわかります。ぜひ、これは基本のやはり計画なので、今後これを進めていくときには、県や市やあるいは国のこの男女共同参画社会基本法のやはり趣旨をきちんと持って推進をしていていただきたいというふうに要望して終わります。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 25ページ。

シルバーファーマー制度のリニューアルということで書かれているんですが、ここでは「一方」というところですね、「若い方でも職業としての農業に興味を持たれている方もいることから」と書かれているわけですが、これをここに入れるに当たって、実際に、ではリニューアルほどの段階でして、これまでの60歳とは限らず若い方にもこの制度を取り入れて、国が行っている経営型とかあいつたものがありますけれども、それとはまた別に市独自の、若い方々の産業としての農業の魅力を訴える技術的なものを教える、そういった制度にここほどの時点でリニューアルしようと考えていますか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農務畜産課長 このシルバーファーマーのリニューアルというところで、60歳前後と現在になっているわけですが、若い方向け、実際にシルバーファーマーのほうにつきましては、市内の専門的な施設を利用して現地の研修等を行っている現状でございます。そういったところに若い方、60歳を超えた方ばかりではなくて、若い方も随時そういう希望者がいればそちらの研修のほうに案

内をするというようなことでの支援を考えております。

以上でございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 随時ということは、もう既に希望があれば後はそういう若い方々もこの制度にのっとって研修を受けられるということでもいいんですか。

○櫻田委員長 係長。

○磯農業振興係長 申し上げます。

今、農業公社のほうで29年度事業の募集をかけておりまして、その中で今まで年齢が60歳前後というところで募集をかけていたところですが、そこを29年度は撤廃いたしまして、誰でも市民の方は参加くださいということでご案内申し上げます。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 では、もう既にこれは「行きます」ではなくて「行いました」ということになるわけですね。

〔「います。読み方としては」と言う人あり〕

○櫻田委員長 係長。

○磯農業振興係長 そのとおりでございます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 29年度から。先だからという意味ですね。わかりました。

37ページの農地の確保・保全の推進のためということで、基準年度とそれから目標年度ということで、それぞれ八千何ガシのヘクタールということで出ているわけですが、これはどういった積算で立てられた数字になるのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○磯農業振興係長 まず、こちら26年度のほうは、

県とか国のほうで報告している数値がありますので、そういった統計調査をベースに26年度の設定をしまして、毎年、年3回、農振の編入除外の見直しをしております、おおむね1年間で2haから4haぐらいの除外を行っております。そういったことを加味して、5ha、毎年農地の減る面積を抑えようというところで設定いたしました。

以上です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 ちょっと忘れてしまったんですが、その除外関係の協議会、何て言いましたか、そこでの協議を経て、協議というか提案もされてこういう数値になったということですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○磯農業振興係長 こちらの数字につきましては、特にそういった委員会、農業振興地域整備促進協議会というところで除外理由の審査を行っております、そこには特にこの5ha以下に抑えるというところは踏ってはおりません。市のほうで過去の実績を勘案しながら、おおむねここまで抑えようという努力目標というか、目途の数字でございます。

以上です。

〔「了解です」と言う人あり〕

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

君島委員。

○君島委員 28ページに、農地中間管理事業ということでうたっているんですけども、これを推進していくのに、結構、中間管理機構でやると借り手がつきそうにないものについてはなかなか受け入れてもらえないという現実があって、市独自で何かそれを補完するような事業を考えているかどうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農務畜産課長 ただいまの市独自の制度ということでございますが、まずはここにも記載してありますように、国の制度、こういったものを利用するということで、そちらのほうの推進も強く求められているところでございます。市の制度につきましては、この計画以外にこの後、検討できればと考えております。

以上です。

○櫻田委員長 君島委員。

○君島委員 結構これ、ここに書いてあります1)のところに、リタイヤで10a、自家消費用の10aを除く部分、これ以外を全部貸し付ければいいというんですけども、現在、米なんかの価格が安くなっているんで、電気揚水をしているところというのは結構やめているところが多いんです。経費をかけないようにということで。そうすると、そういうところの農地については借り手がつかない。すると、このやつの協力金をもらうために全部貸したいんですけども、借り手がつかない土地は借りてもらえないというような部分があって、結局最終的には遊休農地になっていくという形が進んでいってしまうので、ここの注意書きで「国や県の予算」というふうな形で市のほうは全然うたわれていないんですけども、できれば市独自のもので何か補完するものも今後検討していただきたいなというふうな思いがあるんですが。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農務畜産課長 委員ご指摘のとおり、この中では市独自のものというのは記載はございません。そんな中で市全体としては、今、水田のフル活用という中で園芸作物、こういったものへ力を入れていくような方向でもあります。ただ、それが具体的に現場のほうで貸し借りということにな

りますと、なかなかそこまで現状が追いつかない状況でございますので、今後、先ほどと繰り返しになりますが、市独自の点につきましては研究検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

それではここで、議事進行を副委員長に交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 今回の元気アップアグリプランを作成するに当たってアンケート調査をしたことは非常に評価できるんですが、このアンケートの結果を農家の人たちに、結果は知らせましたか。まず、その辺からお願いします。

○齊藤副委員長 係長。

○磯農業振興係長 まだ、こちらは農家の皆様にはこの結果というのをお知らせしておりません。今後、こちらのアグリプランの議決をいただいた後に、農家さん三千数百あるのでそこに全戸配布はちょっとなかなか難しいとは思いますが、こういったプランが作成されましたということでホームページ等に載せたり、もしくはあとは地区の推進委員さん、そういった重立ったところには冊子を配って周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 基本的に誰でも思うと思うんですけども、もうかる農業をするに当たっての、本市としては平均の、例えば黒磯地区だったら4.4haとか経営体とかどうのこうのと出ていますけれども、例えば今、商売でも何でもそうですけれども、税務署でぼんと例えばエクセルとかに入っていて押すと、例えば農業だとこのぐらい、粗利率とか

もうけがありますよとかというデータがもちろん出ていると思うんですけども、本市としてはそういった、例えばこれどんなにやっても農業自体がもうからないと、今言うように離れていったり途中放棄したりとか出てくると思うんですけども、それは確かにクラスター型とかそういうふう集約して今やっていって結果は出ているんですけども、そういったデータは本市としては持ち合わせていますか。このくらいだったらもうかる農業になるよとかいう、基本的なガイドラインみたいなのはありますか。

○齊藤副委員長 係長。

○磯農業振興係長 申し上げます。

国のほうで統計をとった数字がありまして、そちらの数字である程度、結果はわかるんですが、こういった農業をしたらどれだけの所得が得られるというデータまでは持ち合わせておりません。また、市のほうでもそういった調査はしてございませんので、残念ながらそこら辺の細かい、類型別の数値は持ち合わせていないところでございます。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 素人考えなんですけれども、例えばこの間質問したように、317億のうちの7割が畜産ですよと。しかし、その7割がね。残り3割は耕種なんですけれども、例えば那須塩原市は今言うように県内では1番、全国で22番なんですけれども、例えば芳賀町なんかはイチゴだけで100億円売り上げているというんです。ということは、那須塩原市は10億円かな、イチゴは。そうすると、その100億円のイチゴの利幅とかというのは非常にあって、例えばそれはJAさんが推進しているのかどうかわからないですけども、市としてはそういった例えば特産品とかという部分のそういったもので、こういうものを把握しながら今度こ

ういうのをやったらもうかりますよとか、その経営支援でこれをそういうふうな形でつくっていく計画は、課長ありますか。

○齊藤副委員長 係長。

○磯農業振興係長 こちらは市のほう、これから水稲ももちろん堅持しつつ園芸野菜のほうを振興していきたいという中で、那須野農業協同組合さんのほうでBB9とってビューティフル・ベジタブル9というブランド野菜があります。ナスとかアスパラとかイチゴとか、そういったものを市のほうも生産の支援をしていきたいと考えております。

また、そちらのほうの数字等については、具体的にどれだけの面積があればどれだけ利益があるという数字までは押さえてございません。今後検討してまいりたいと考えております。

○齊藤副委員長 では、議事進行を委員長と交代いたします。

(副委員長、委員長と交代)

○櫻田委員長 それでは、そのほか何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

執行部の退席を求めます。

なお、再開前に再度入室いただきますので、控室となっている第3委員会室で待機をお願いいたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第50号 元気アップアグリプランについては、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第50号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第51号 ミルクタウン戦略についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○久利生農務畜産課長 (議案第51号について説明)

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木(紀)委員 7ページなんですけど、今さらながらというところなんですけれども、酪農コスト

の減少が将来に与える影響の中の文言の中でというふうに、先ほども言ったように今さらながらということを行っている。酪農家戸数は減ってきていても、乳牛そのものは相当数ふえてきているということを考えると、この(2)の酪農家戸数の減少が将来に与える影響ということで、上から4行目ぐらい「いずれは生乳生産量が減少していくとも考えられる」とは、ちょっと違うのではないかなど。表現の仕方として、まず1つ。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農務畜産課長 委員ご指摘の「いずれは生乳生産量が減少していくことが考えられます」、これはデータから読み取った言葉を書きあらわしたものでございますので、この後の展開として今言われたように、生乳自体は、頭数のほうはふえておりますので、まさしく、そちらのほうで那須塩原市、今後も酪農を推進していく、また、そういう基盤もありますよというところにおける展開になってございますので、ここはあくまでも現状での考え方というような理解でいます。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木(紀)委員 だって、これからふえていくんじゃない。酪農家をやめていく人がいても、それを法人のほうで買い付けて頭数はふやしているところがたくさんあるわけで、たくさんではないですがあるわけですから、頭数がふえていくと生乳生産量がふえていくと思うのだけれども。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農務畜産課長 (2)のタイトルにございますように、酪農戸数の減少が将来に与える影響というところの過程をあらわしておりますので、それに対しての表現になっているわけでございます

ので、生乳量は確かに頭数がふえていますから今後もふえるということでございます。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木(紀)委員 余り理解できないのですが。

それでは、27ページの戦略の10というところで、確認という部分も含めてなんです、この新規の中で、新規就農者の参入促進ということですけども、これは酪農家を始めるということなのか、働く場所として採用という形で入っていくのかという、雇用という部分なのか。この新規就農者という部分については、あくまでも酪農家を始めると、新規に始めるというイメージを考えているのか、どっちに考えているのかなと思っております。お聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農務畜産課長 この点での表現でございますけれども、戦略10のタイトルの次のところに、「あくまでも酪農の経営技術を次世代に継承していく」というところ、それから「意欲ある人材の参入及び定着」という記載がございます。そういう中で、新規就農の参入に向けて、当然、酪農体制、現在の経営者、酪農経営には非常に多額の投資も必要でございます。そういったところもこの研修の中で、実際に体験していただき知識を習得していただいて、新規就農に向けての研修を進めていくと、そういうような考えでございます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木(紀)委員 ということは、新規の酪農経営者、そういうイメージで考えていいのですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農務畜産課長 当然、この研修の先にはそういうことも十分に含めての考えでございます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 現実の話になった場合に、では新規で酪農に入る人がいるんですかという。現実にはこの前のデータを見ても、26年、27年では8軒、酪農家をやめているわけですよ。実際に青木の4区あたりでも、やはりやめている人がかなりいるという中で、そのやめていったところを大きい法人のほうでそこを受け入れてやっているということを開きますけれども、実際に新規として行くんだったら何億の話になると思うんです。だから、そういった中で新規で果たしてこれはできるのかなという現実の話と、ただ単にここだけ載せていくだけという話なのかというと、これは新規としてはかなり疑問を思うところなんです、そこら辺のところはどういうふうを考えているのか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○久利生農務畜産課長 酪農は、確かに現状は相当厳しいものが背景にあります。そういう中で、当然それをただ見ているだけということでは、これは完全な手落ちになります。確かに、現在ある施設、その方が継続していかない場合に、例えば居抜きという言葉もありますけれども、その施設を譲り受けて、最低でもその減少を防ぐ、まずそれを手始めに、加えまして酪農というものは一方では農家収入の中では非常に収入金額が高い産業でございますので、そういったところも先ほどの研修の中で体験していただくとか、そういうところで将来に向けた体制づくりという中での取り組みというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 現実の話になったら、さっきも言ったように、確かに収入は高いかもしれないですけれども、資金がどれほどあったらいいんで

すかといったら、極端な話、億単位ですよ。10頭、20頭でできるわけではないんですから、最低だってやはり50、50だって厳しいかなと。70ぐらいになってやっと経営できるのかなということを考えると、70頭入れるのにどれほどお金がかかるんですかという、当然借金も抱えるということになってくると、かなりこれについては厳しいのかなというような気がしますが、計画ということですから、それはそれでよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、20ページの基本目標の1として、戦略1ということで、地域イベントの乾杯を牛乳提供ということですが、これについても自治会等の主催するイベントということですが、この表題にありますように、ミルクタウン戦略ということを見ると、もっとこの自治会単位ではなくて観光客向けということも当然、考えた上での戦略としてやっていかなくてはならないのかなと思うと、乾杯用だけではなくて、もっとイベントの中身というか、自治会だけではなくてもっと広げるような形にすべきではないのかなと思ったんですが、そこら辺の検討はどうしたのか、考え方も含めてお伺いします。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○久利生農務畜産課長 ただいまのご指摘のとおり、乾杯についてはここには「自治会等」という記載もありません。また、22ページのほうに、戦略の3ということで、牛乳の日のイベント、こちらのほうにも記載がございますようにいろいろなイベント、そういう中で牛乳といったものを普及していきたいという考えは、まさしくこの計画書の中にも考え方はつなげたものがあります。また、観光面についてということもご提案をいただきましたので、それについてはこれらを実施していく中で、

今後さらにこれらに加えるような形で、今後検討していきたいと考えています。

〔「今やっているのを説明して。実際にやっている」と言う人あり〕

○櫻田委員長 係長。

○若目田畜産振興係長 観光向けということで、乾杯ではないんですけども、この戦略ですと25ページの戦略8ということでミルクスタンド、牛乳・乳製品の提供の場ということで、こちら4月から始まるデスティネーションキャンペーンとそちらにミルクスタンドを設置しまして、那須塩原マルシェ、那須塩原駅ですね、あとは黒磯駅の日用市、その他そういった観光客の集まる場所で乾杯、または提供ということで消費拡大、PRを図っていききたいというふうに考えております。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 1つにはやはり那須塩原市でも大きくやっているイベントがあるわけです。青木地区でやっている何振興というんだか、ちょっと名前は忘れたけれども。

〔「共進会」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員 共進会。あんなのだって相当やはり大きいイベントなわけで、県内でも本当トップクラスと言われるようなイベントなわけですから、そういうところでしっかりと牛乳等についての乾杯条例にしろそうですけれども、やはりこれだけ広めているんですよと、おいしいんですよと、ということをやったりアピールしていく大きい機会になるのかなと思うんですが、そこら辺までのイベントの大ききなものやはり制限があるのかどうなのか、考え方としてお聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 今言った青木農業祭なんですけれども、青木農業祭はやはり生産者、酪農組

合が主体になったお祭りでありまして、ちょっと去年はできなかったんですけども、ことしはみずから乾杯をやるということで、実行委員のほうから聞いております。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 そういうときには提供できるんですか。

○櫻田委員長 係長。

○若目田畜産振興係長 今、打診があるのは青木農業祭ということで、青木地区のコミュニティーのほうから出そうかどうかということで打診があるところでございます。コミュニティーであれば、牛乳のほうの提供は可能ということになります。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 しっかり本当この戦略ですから、当然とは変な言い方ですけども、議会のほうにもというか、いろいろな行政視察で来ているわけですよね。そういう中でもやはり議会の中でも受け入れているときには牛乳での乾杯という形で進めていますので、よろしくお願ひしたいと思いません。これは要望ですけども。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

山本委員。

○山本委員 27ページの戦略11のことなんですけれども、国の補助のことなんですけども、多分、2つ目の畜産担い手育成総合整備事業は今年度の予算にも入っていて、何かやるということなんですけども、クラスターって去年は大分取り下げちゃって、ことしはないというふうにこの間言っていたんですけども、そういうものをここに入れるということは、5年間でまたこういうものが出てくる可能性があるということで具体的な名前が出ているのですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農務畜産課長 畜産クラスターにつきまし

ては、国のほうの重要な施策として位置づけされております。事業自体を継続しておりますし、市のほうとしてもこれには非常に期待をしているところでございます。ただ、その審査については、申請者ごと個別の審査を受けますので、審査基準に合わない方についてのみ、その時々によりまして採用にならないという結果があつてのことでございますので、今後もこの事業については取り組むつもりでございます。

以上です。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 姿勢はわかるんです。姿勢とかその方向性はわかるんですけども、つまり、この間補正でなくしちゃって、そして今度予算質疑の中でことはありませんと多分言ったと思うんです。そういうのを見ていると、ここにこうやってのつけているということは、もう少し市のほうが実際にきちんとしたものを出せば予算がつくもの、補助をいただけるものだと思うので、そういうことをもう少し指導するという立場にあるのかわからないのですが、実際にこれをもって振興できるようなことをやってもらわないと、ただ書いて継続してやっているんだよとって、実際のところは予算にものっていない、やろうとしたところはすくい込みは合わなかったみたいなことではまずいと思うので、ここに書いてあるので一生懸命やってほしいという要望なんです。その辺をどう考えているのですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 畜産クラスター事業ということで、下の畜産担い手育成総合整備事業と大きく違うところがありまして、畜産担い手育成総合整備事業のほうは個人で申請すれば、条件に合えば補助がおりると。ただ畜産クラスターに限って

は個人ではだめということで、地域の連携が必要だということで、その地域の連携、例えば簡単に言うと子牛農家さん、あとは機械、ショウヤさん、そういった方と連携するそういった事業を構想しなくてはならないということで、やりたくてもなかなかその構想をまとめられない現状が実際ありまして、それについては農協、酪農協、あと県と技術的な支援をもらいながら、このクラスター事業、主力ですので、こういったののにのれるようにあらかじめ取り組みやすいように生産者のほうを支援していきたいというふうに考えております。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 気持ちはよくわかるんです、取り組みも。ですので、ここに戦略として出しているということは、もう少しこれを、補助金をちゃんとただけてこういう事業がやっていけるようなことを、市のほうが「国・県、酪農組合等連携し」と書いてあるんですが、上手に連携して取り下げなくてもいいような形をつくっていただくようにしてもらいたいというふうに思います。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

○吉成委員 戦略の部分で、今回、さまざまな新規の事業があります。戦略4、それから、戦略7、戦略9、戦略8もそうです。とあるんですけども、これらの新規に関しては、内部で、皆さんが検討された中で出してきた戦略になるんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 こちらは内部というより、外部の懇談会を立ち上げまして、そちらがこのミルクタウン戦略の31ページになりまして、生乳生産本州一を生かしたまちづくり施策として懇談会というのを設置しまして、酪農業団体、生産者ら市民団体を含めて14名で、この中で学識経験者ということで、足銀総合研究所のほうに座長をお願い

いしまして、こういった生産者の方から意見を頂戴したというような形になります。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 ここに、さまざまおもしろいなと思う戦略が載ってきているんですけども、これは相当数の戦略が出されて、そこで絞り込んだ結果として、こうなっているわけですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 そのとおりになります。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 これは間違いなく実現可能だということですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 実現するように努力したいと思えます。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 先ほども言ったように、なかなかおもしろい企画が載っていると思うんですけども、実現は非常に難しいなと思うようなものもありますよね。例えば、26ページの八郎ヶ原放牧場の利活用なんていうのは、簡単そうで結構厳しいかなという気がするんですが、努力目標だということですので、わかりました。努力してください。終わります。答えなかったらどうぞ。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 八郎ヶ原放牧場の利活用ということで、それを例えば観光牧場にするのはなかなか難しいところだと思うんですけども、そういったハード的なものができれば一番理想なんですけれども、そういったものでなくても、今、ちょっと目出しではあるんですけども、例えば、エピナール那須のほうではネイチャーツアーとい

うのをエピナールブランドとして、今、やっています、少人数でツアーを組むというのをエピナール主体でやっているんですけども、そういったところと今、手を組んでとか、八郎ヶ原とか、そちらもちょっとできないとか、そういったのも検討していきながら、いろいろな形で実現できればなどということ而努力していきたいというふうを考えております。

○吉成委員 了解しました。

○櫻田委員長 そのほか、何かございますか。

山本委員。

○山本委員 18ページの一番下のところに目標値の生乳の生産量が書いてあるんですが、これは1,000 t ふえるという、その目標の牛の数でいくと、幾つが幾つになるのか教えてください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農務畜産課長 こちらのほうでまいりますと、これは年間でございますけれども、14万6,331頭から14万7,284頭と数がふえているわけでございますが、牛1頭当たり、本当に概算でございますけれども、現在、年間1頭当たり9,000Kぐらいが標準かと思っておりますので、この差し引きを9,000Kで割ったものが頭数ということでご理解いただきたいと思います。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、電卓を持ってきていないので、それを何頭になっているか、教えてください。

○櫻田委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

そのほか、何かございますか。

副委員長。

○齊藤副委員長 28ページの農業環境改善への支援という場所なんです、これまでのこのミルクタウン戦略としては、ミルクでまちおこしのイメージで、農業、その経営者の母体を救うためのという施策も含まれて書いているんですが、この一番最後に堆肥センターの利用促進という言葉が出てきてしまっているんです。これは直接的に関係あるのかどうかというと、ミルクタウン戦略の方向性が、先ほど言ったとおり、牛乳としての利用価値を高めて生産性を上げるという趣旨に関してこの環境の部分にこれを入れてくるということところがとてもひっかかると私は思っているし、あとは経営母体で、例えば予防伝染病とかの助成もありながら、去年、おとしにもめた事故牛の、今度、処理センターが遠くなっていくのに当たっての方向性の助ける要素は入っていないわけです、極端な話。でも、それを言ってしまうと、この戦略ではないといったときに、じゃ、なぜ、ここに堆肥センターという言葉が出てくるのかなと思っただけなんですけれども、その辺の理由をお聞かせいただければと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 堆肥センター利用促進ということで、酪農家さんの経費の圧迫ということで、の糞尿の処理とか、そういったものが圧迫しているところがありますので、少しでも堆肥センターを利用して、その経費負担になればということで入れさせてもらいました。

○櫻田委員長 齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 これ、実際のその利用していた人たちのエリアって、持っていくまでの距離等々も

全然あると思うんですけども、じゃ、全員が全員、ここに持ってくれば本当に助かるものなのかどうかというのは、どうお考えなのか、お聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 確かに堆肥センター、那須塩原の関谷にあるということで、利用している方がその近くと。遠くでは、黒磯地区のほうから来られる方もいらっしゃるんですけども、堆肥センターのそれを考えると、全部が全部いいというわけではないんですけども、こういったものも一つの利用方法として考えていかなければということで、入れさせた次第でございます。

○櫻田委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 今さらこれを何かしてくれという言い方はしないんですけども、中途半端に載せると、じゃ、そこに持ってくるために、堆肥センターも生かすんだという考えでの補助を考える施策ならいいんですけども、利用促進だけであれば、今までと絶対変わらないと思っております。ましてや、おとしにあった環境課のほうでも、この堆肥センターの話は出てきているわけなので、要はコラボレーションしているわけなので、牛ふんをメインに考えているセンターでありながら、隣では一般の廃棄物の両方を促して、循環型社会の形成をつくっていくという話の中の一味で入れるとなると、このミルクタウン戦略の中にわざわざ入れる必要はなかったのかなと思います。もし、これで酪農家がすごく助かるんだという方であれば、ふやしておいてもいいですし、先ほど言ったとおり、事故牛の扱い方をどうにか補助してあげれば、さらに経営が楽になるということは実際出てきていたわけなので、だから、そこまで足を踏み入れずに、こっちのをきれいに

ミルク戦略として出したほうがよかったんじゃないのかという結論で考えて言っただけなんですけれども、いかがでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
係長。

○若目田畜産振興係長 委員おっしゃるところもあります。こちらは懇談会ということで、生産者の意見を踏まえて、そういったものを総合的に入れさせてもらったということでご理解いただければと思います。

○齊藤副委員長 じゃ、今、言ったように、何かをしてくれというわけじゃないですけども、そういう考え方によっては、入れてしまうと幅が広がってしまうので、特化したもので出していったほうが皆さんにはわかりやすいかなとは思いました。ましてや市民にもわからせながら、経営者にわからせるというのは、教え方が全然、周知の仕方が変わるとお思いますので、そういった線引きもありませんながらやっていただきたいとお思います。要望です。
以上です。

○櫻田委員長 そのほか、何かございますか。
玉野委員。

○玉野委員 このミルクタウン戦略に関しては、この問題でここがまずいんじゃないかということではないんですけども、この議会に元気アッププランとか、ミルクタウン戦略とか、立地計画を出されていますね。結局、それは人口が減っていくとか、高齢者だとかという形で縮小しているということもありますけれども、シフトしていると思うんです、生き方が。シフトしていく中で、酪農家もシフトしていかざるを得ないし、農家も生活者も居住者ですよ。そういう中で、これはそのたたき台の一つの問題の定義だと私は思っているんです。さらに、那須塩原がこういうものを使って、量を、何頭いるか、何tミルクを搾って、

もっと搾れじゃなくて、搾られた牛乳がどんなにすばらしいのか、その方がどんな酪農家なのか、誇りを持っているのかというふうにシフトすると思うんです。そのため、シフトするにはミルクも必要であるし、乳製品も必要であるし……も何も全部必要。シフトしていくということの、これ私は一つのベースというか、一つの立ち上がりを出したことであって、さらにさらに、これから那須塩原のクオリティーの高い食生産、乳製品をつくるということの第1回目の提案だと受けとめております。ですから、もっともっと情報交換する、勉強するという中で、アニマル・ウェルフェア・フード・コミュニティ、これを勉強してください。それから、MMJ、日本ミルクマーケットジャパン、これも勉強してほしいし、CSA、コミュニティ・サポート・アグリカルチャー、それから、バイオ農法、これも勉強してほしいし。これは完全に、この今、言ったことは全部シフトしております。シフトして、もう生き残りをかけた酪農家が北海道にいますし、どこにもいます。残念ながらこの中では、ご理解はないということは、これが残念だではないんですけども、シフトしていくというのを大きなきっかけで私は受けとめております。という所感というか、思いです。ですから、アニマル・ウェルフェア・フード・コミュニティはぜひ勉強してください。部長はよく知っています。

○櫻田委員長 これは答弁を求めるんですか、今のやつは。玉野委員、答弁を求めますか。

わかっているんでしょう、だって、部長は、今の。それを周知するの。

答弁を求めます。

部長。

○藤田産業観光部長 今、玉野委員から本当に、一般的に言えば、玉野委員にとっては当たり前のよ

うに勉強されていることは、大変先進的なお話で
ございます。この中にも思想等、考え方としては、
生乳を活用したものづくりをやっつけていこうとか、
それから、いい製品をつくっていこうというもの
ありますが、具体的にMMJが出てきたり、アニ
マル・ウェルフェアが出てきたりというのを、ち
よっと書き込みをする段階にはないということで、
言葉自体は直接的には入っていませんが、個々の
ものについての考え方については、この中ででき
ているというふうに思っております。

委員長、少しお話がずれますが、今回、このミ
ルクタウン戦略、先ほどもアグリプランについて
も、従来こういった計画は市にはなかったわけ
です。基本的に載せる場合には、国・県の計画に基
づいてやることによって補助事業がついてきたと
いう中で、なぜ那須塩原市で今回、2つの計画を
つくったかという、その国・県の農業の施策に
乗れない農業者がたくさん市内にはいるし、それ
自体が、人口問題も含めて地域の活力の問題につ
ながるというところで、そこをどうやって市とし
て補完していこうというのを頭出しをするために、
この2つの計画をつくらせていただいたという経
過をつけ加えておきたいと思っております。

○櫻田委員長 そのほか、何かございますか。

では、ここで、議事進行を副委員長と交代しま
す。

(委員長、副委員長と交代)

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 まず、12ページなんですけれども、
ご存じだと思うんですけども、那須だいき牛
乳が2月28日かなんかをもって終了しましたよね。
できれば、ここを差しかえしてもらいたいんだよ
ね。ない牛乳を出してもしょうがないでしょう。
だから、うわさでは、その後何か出るような話
だけれども、現時点ではないので、これは削除し

たほうがいいのではないかなという気がするの
で、お願いします。

それと、実は、魅力ある本市の、那須塩原産の
牛乳なんですけれども、ここに7種類ありますよ
ね。担当部局で持っていて、7つの種類が出て
いて、販売店が載っていたりとかという資料があ
りましたよね。あるんですよ。じゃ、それをでき
ればつけてもらうとか、してもらいたい。これは、
このミルクタウン戦略は後にホームページなんか
にアップするんですか。それか、誰かに配るん
ですかね。まず、そこを1点聞きたい。

○齊藤副委員長 係長。

○若目田畜産振興係長 ミルクタウン戦略は当然、
ホームページのほうではアップしてもらいま
して、冊子のほうについても、当然、酪農関係者、
そういったところについては配りたいというふう
に考えております。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 この自治会等に使うイベントどの
このなんていうのも、全然、たどりもないので、
それよりもまず、この牛乳がどこで買えるとか、
そういったもののほうが、丁寧に載せてもらっ
てもなんですけれども、本当に那須塩原の生乳を使
った牛乳って、この7種類なんですかね。

○齊藤副委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 7種類です。

○櫻田委員長 明治のだいき牛乳も那須塩原の生
乳を使っているという話なんですけど、あれは違
うんですか。

○齊藤副委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 明治の製品ということで、
宇都宮の平出工業団地に明治の栃木工場があり
ます。そこに栃酪が併設して事務所があるよと。栃

酪から搾った、栃酪といってもバイパスにあるクーラーステーション、あそこは那須町、大田原、那須塩原が集まって、那須地域の生乳が集まっている。実際に那須だいき牛乳というのは量にすると本当にわずかで、そのほかが多分、明治のほうの牛乳になっているということで、そう考えると、那須塩原市産の生乳がほかに使われているということはあると思います。ただ、ここに載せてあるのは、那須塩原市産でつくったものを市内で売っているとか、組合があるということで載せてありますので、それを幅広くしてしまうと、本当に多分、どんな牛乳でも、もしかしたら入っているんじゃないかなというところもありますので。一応、これは組合、事業者のほうに確認した上で載せているというもので、7種類ということにさせてもらっています。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 牛乳って生乳100%で、ブレンドもいいの。例えば、合算で持ってきてしまったやつで。だけれども、那須塩原産と入っているのは、那須塩原じゃなくてはだめなんじゃないんですか。

○齊藤副委員長 答弁を求めます。
係長。

○若目田畜産振興係長 多分、この商標のほうに多分なと思うんですけども、多分、那須塩原産ではなくて、たしか那須産とかというふうに入っているはずなので。那須塩原産でやっているというのは、うちのほうで那須塩原産の生乳を100%使っているものはと聞かれたときには、千本松牛乳とパステライズド牛乳の2つだけですというふうにお答えはしています。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 じゃ、ハーレーさんとかは違うくなってしまうんだね。もうプラントがないからだめ

よ、要は。そういう解釈なんですか。

○齊藤副委員長 答弁を求めます。

〔「そういう解釈です」と言う人あり〕

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 最後に。このミルクタウン戦略は、本市はやはり生乳本州一の産出額で、やっとなんか船が動き出したなということで評価できるんですけども、生乳生産本州一はもう僕が議員になったときから言っていて、何らアクションが起きなかった。今回、こういったものをするによってなんですけれども、やはりたしかに学校給食では、僕らのときはグリコさんの牛乳を使っていたんですけども、とにかくこの消費を進めること。だから、生乳生産本州一もそうだけれども、この市は消費も一番なんだよというのが、生産者にとってはプラスになる相乗効果だと思うんです。だから、全てに関して、今回、デスティネーションでも、イチゴとミルクで牛乳をメインである程度使ってもらえるので、それもありがたい施策なんですけれども、基本的には牛乳は全てのものに大方相性がいい飲み物なので、その辺も、アイスで飲んでもいいし、ホットで飲んでもいいしという部分もあるので、できれば、今、だいきさんがそういう形にはなっていますけれども、この7種類に関しては、もう少し販路の情報提供をしてやったりとか、あと単価です。あと、例えば、あの表によると、ホウライのは自然の風味が出ていてまろやかですよとか、いろいろ出ていて、多分、ここで高温殺菌の牛乳はグリコの牛乳と那須だいき牛乳が多分、高温かな。めいらくもそうでしたかね。だから、そういうところで、高温が悪いといっているわけじゃないんです。そういう対比がしっかりできるような資料とか、そのユーザーにアピールできるような部分で、那須塩原市の牛乳はクオリティーが高いよというようなのがもう少し

し押せば最高だと思うので、その辺も順次考えていってもらえればと思うので、よろしくお願ひします。

○齊藤副委員長 いいですか。

じゃ、議事進行を委員長と交代いたします。

(副委員長、委員長と交代)

○櫻田委員長 そのほか、何かございますか。

山本委員。

○山本委員 すみません。さっきの牛乳の生産量の目標のところから計算をしていたんですけども、11ページの資料の飼育頭数が2万2,357頭というのが25年の時点で書いてあるんです。18ページの生乳の生産量が、26年度を基準にして29年度から33年度までと書いてあるんですが、ここだけを見ても1年数字がずれていて、2万2,357頭で、もし1頭で9,000K出すということだと、ざくっともうここで数字が現状よりもふえてしまうんです、1つ前の時点で、9,000Kというのが平均なのかもしれないんですが、せめてこれ、29年3月のことしに出るものであるならば、現状をもう少し、せめて全部26年度、27年度の資料があれば27年度に合わせるとか、何か計算をすると合わなくなるというところがないような年度、一番新しいの、28年度を出すのは無理だと思うんですが、27年度を出せるのであれば、27年度を基準にするみたいにしてくれないと、既にもうこの目標は達しているかもしれないじゃないですか、牛はふえているわけなので。その辺のところを、やはり今後の目標なので、アンケートは古くてもしょうがないかもしれないんですが、何か工夫はできないのでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 11ページのものなんですけれども、こちらが25年のものということで、今ま

ではつくった段階ではこれが一番新しいものだったんですけども、その後、10ページの生乳産出額が統計で示されたということで、急遽出させてもらったところになります。

後ろの乳用牛ということで、こちらの一番下に資料ということで、独立行政法人家畜改良センターというところで個体数で把握しているんですけども、その中から抽出したということで、この中には乳用牛ということで、ちょっと区別ができなくて、雄も入っているんですけども、一応ホルスタイン種ということでなっていて、実際には2万2,357というのが雄も含めたものになっております。

〔「全部が搾っているわけじゃないんです。

子どももいるし、何もいるし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、18ページに書いてあるのは実際の牛乳の量なので、雄は出すわけないので、こっちのほうが現実的で、これは27年度にはできないんですね。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 そうです。雄のほかにも、乳用牛の中でも経産牛ということで、乳を出すもののほかに乾乳牛、休ませる乳牛、あとは当然、まだ育成牛ということで、小さなものもおりますので、こちらの目標値に関しては、全協のほうで決めさせてもらいました酪農近代化計画というところでの数と整合させてありまして、こちらのほうについては、そういったものをあわせて目標値としております。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 11ページの数字はわかりました。18ページに戻るんですが、これって29年度ですよ、

もう来年出るものなのに。前に豚とか牛とかの数をいただいたことがあるんです、ここの委員会で、去年かな。そのときに、乳用牛というか、牛は那須塩原は3万ぐらいまでふえていたと思うんです。3万頭ぐらいまであったと思うんです。それは乳牛と肉牛と多分一緒になったものだと思うんですが、そのふえていることからすると、これ、26年度を基準にすると、もう3年たつわけです。2年たつわけですよ。33年度の目標というのが、何かもう達してしまうような、もともと、なのではないかなというような感じがするんですが、これで目標というのは、そんなものでいいんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

○若目田畜産振興係長 この18ページに書いてある現状値ということで、実は生乳生産量ということで、市の量は持ち合わせておりません。ということで、こちらの量については、統計上、持ち合わせておりませんので、市のほうで独自に調査ということで、4つの酪農組合と千本松牧場と、あと小林農産、大きいメガファームです、組合に属していない、そこに問い合わせをしまして、最新物ということで、26年度のものということで載せさせてもらったものがこちらになります。

目標値につきましては、酪農近代化計画というのが同時進行しておりますので、そちらについては県のほうの計画とあわせて整合性を図らなくてはならないということもありますので、そちらの数値と整合させながら、目標値のほうは設定してあるということになります。

○櫻田委員長 そのほか、何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないので、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

執行部の退席を求めます。

それでは、再開前に再度入室をいただきますので、控室となっている第3委員会室で待機をお願いいたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時39分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号 ミルクタウン戦略については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第51号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより予算常任委員会第3分科会に切りかえて審査をいたします。

◇

◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○櫻田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○久留生農林整備課長（議案第7号について説明）

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございませんか。

君島委員。

○君島委員 すみません。91ページの園芸作物振興事業費の中で、補助金、これのパイプハウス導入支援事業750万のちょっと内訳を聞いたかったんですが、市単独部分が300万、それから県支出金の中で県農林政策費の補助金で300万しかないんで、150万がどこから来ているんだか、ちょっとわからなかったものですから。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久利生農務畜産課長 パイプハウスの導入支援事業750万。この中では、市単のほうで、計画としては60万円のもの2分の1、30万円です。これを10頭で300万円。それと、県単のほうで同じく60万円の3分の1、これを15頭で金額が300万円。合わせて600万円であります。そして、県単の上乗せということで60万円の6分の1が15頭分。これが計算すると150万になります。それらを合わせて750万というものでございます。

○君島委員 わかりました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第7号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員（農家で保管する指定廃棄物の移設について）

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 現在、実際の中で、青木だって自分のところで保管しているわけです。そこで住んでいるわけですから、そういうことを考えると移設してやるのが一番無難なのかなと思う。観光地的な部分もあるんでしょうけれども、どこかで研究なりしていただければいいのかなと思います。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、農務畜産課の審査を終了いたします。

なお、久利生元農務畜産課長においては、この3月で退職をなさると聞いています。今回は、元気アップアグリプラン並びにミルクタウン戦略等のいろんな意味での計画を立てていただき、やり残したことはないのではないかなという気がします。

本市は酪農業が基幹産業でもありますので、そういう部分で道をつくっていただきまして、誠にありがとうございました。

第2の人生は楽しく過ごしていただければと思いますので、よろしく願います。それと、また3月16日、閉会の後に送別会が待っていますので、よろしくご出席のほどお願いしたいと思えます。

お疲れさまでした。

それでは、ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。午後の会議は1時からとしますので、よろしく願います。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎農林整備課の審査

○櫻田委員長 それでは、農林整備課の審査に入ります。

これより予算常任委員会第3分科会に切りかえて審査をいたします。

◇

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。
課長。

○久留生農林整備課長（議案第7号について説明）

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。
各委員から質疑、意見等をお受けいたします。
何かございますか。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 94ページの土地改良区等支援金のところなんですけど、それぞれの土地改良区向けに出している予算についてなんですけど、決算のときにいろいろお尋ねして、このようにして、そのときに補助金についてということと言ったんですが、この改良区運営費の4団体への補助金は、多分、昨年度と変わっていないと思うんですが、その説明をお願いできれば。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○久留生農林整備課長 委員さんがおっしゃるとおり、運営補助金の精算につきましては、10月17日に同一基準で設定したものを含めさせていただい

たわけなんですけれども、補助金がどうしてもふえるということはないでしょうから、昨年、見直しに際しましては土地改良区の運営にどうしても余力がないということで、歳入をふやすということになりますと額をあげるとか、また、歳出を削るということになると、維持管理費というのはなかなか難しい状況ですので、役員報酬を下げるとか、そのような選択になってしまうものですから、私たち、土地改良区の職員の方との意見交換のほうはできているんですけれども、その後、実際には組合員等への説明とか、そういったものありまして影響が大きいということで、29年度の当初予算につきましては結果的に現行のままの予算要求とさせていただいたところでございます。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 維持管理については必要なものだというふうに、多分、思うんですけれども、人件費の分についてのことは丸々と補助金と同じように出していくということが必要なものなんですか。土地改良区というのは。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久留生農林整備課長 人件費の含みになってしまいますけれども、どうしても予算と決算のほうを見させていただきますと、市からの補助金の占める割合、そちらがないと運営が先細りになってしまうという傾向にどうしてもありますので、今と同じ形で土地改良区の運営をしていくということになりますと、この補助金がないとやっていけないという状況でございます。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 多分、長くやっていることなので仕方がない部分があるだろうなということは何となく察するところなので、今後の課題とするしかないのかなというふうに思っています。

その下に新規の事業、先ほどの塩原土地改良区に対するということの、これは何をどうするのか。これもまた補助金として出しているものなんだと思うんですが、これはことし限りのことなのか、どんなことなのか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久留生農林整備課長 まさに事業費ということで、こちら工事費の負担金ということで、国・県、市もありますけれども、地元の土地改良区も負担する形での事業で、単年度でございます。

○山本委員 ことしだけで。来年。

○久留生農林整備課長 29年度。そうです。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

部長。

○藤田産業観光部長 補足をちょっとさせていただきま

す。決算のときにもご意見をいただきました土地改良区への補助金。私もその後、当然、あのときは山本委員からいただきましたんで、今のままではやっぱり問題はあるだろうというふうに考えています。

いかんせん、相手は土地改良区ですが、実は相手は農家なんです。ここで一気に金額だけの話で統一基準を設けてばさっというふうにとやると、やっぱり土地改良区の運営に支障を来すということは、土地改良区になっていますその公益的機能、水道等の管理であったり堰の管理であったり、そこに支障を来すとなるのはやはり農業経営基盤に大きな影響を与えるだろうということで、少し慎重に対応させていただきたいということで、今回、結果的に当初予算には間に合っていないということでございますが、我々としても今、各土地改良区のほうに直接出向きまして、実際のところどういふふうな実態でどういふふうな方向性が見い出

せるんだというところを協議させていただいているという状況でございますので、このままでいいやというふうなことは全く考えておりません。

より合理的な方法、それから、この先も土地改良区が土地改良区として、現在4改良区ありますが、単独でやっていけるのかなというところも含めて検討させていただいているという状況でございます。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 96ページ、農道整備に関して基本的なことをお聞かせ願いたいんですが、道路整備という考えからいくと、道路課の所管の、当然、道路がたくさんあるわけですよ。そのほかにこの農道整備ということで、ただ、このところ農道整備としての予算枠が非常にちっちゃいと思うんです。私が関係している地域でも、やはり砂利道で農耕の機械であったり、そういったものが通ること、道路課で何とかやってくれないかと言うと、これは農道整備のほうでと。農道整備となると、もう予算見ても、予算枠が非常にないわけですよ。今回のこの新規で入ってきている先ほど説明あった沓掛、これ農道整備として今後事業費もついてくるんでしょう。これを選択した理由と、それから農道整備としての整備の基本的な考え方、その2点お聞かせください。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久留生農林整備課長 まず、この沓掛につきましては、県の事業とこう、県が排水路整備をちょうど高田農機具の上のところまで、ちょうどJRの、沓掛地内で工事やっている日研測量のところからJRのところまでは市でやったんですけども、そこから上は県で、負担金のほうも、JRの負担金も今回の予算に上げさせてもらっていますけれ

ども、その排水路の整備とあわせて農道整備もというお話で進んでいるものでございます。

それと、農道整備の基本的な考え方といいますと、やはり基本土地改良事業申請事業ということで、地元の方の総意というか、同意の取りまとめ等がありまして、金額のほうもかなり低額ということで、それでもいいですかというお話で要望として上げていただいて、あとはそれが補助要件に合致するかどうかでおおむね判断させていただいております。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 ということは、地域の要望が出てくれば、要件あるという話ですけれども、事業に乗る可能性は大いにあるというふうな理解でいいですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○久留生農林整備課長 まず、市の予算のほうのぐあいも確かにあるかとは思いますが、基本、やっぱり国庫補助なり、県の補助をもらってやりたいということがありますので、その要件に合致すれば、あと財政のほうと協議した上でOKということになれば、乗られる可能性はあるかと思えます。

○櫻田委員長 課長、要望があればやってくれるか、やってくれないかというところなんです。だから、要望があればやってくれるならやってくれる、やれないんならやれないだけでいいですよ、県がどうのこう今聞いていないから。要望があればやってくれるのか。

答弁を求めます。

課長。

○久留生農林整備課長 やるかやらないかということになると難しいんですけども。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 農道整備として、今後も事業費はつけていく考えはあるのかなのかという、そっちを聞きましょう。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○久留生農林整備課長 確かに実施計画の中では、要望箇所等を拾い上げて、ある程度の予算は確保できるようにしておりますので、ゼロ、100というわけではないです。

○櫻田委員長 補足、部長。
部長。

○藤田産業観光部長 農道整備については、やはり農業振興のための大事な施策だという考え方に変わりはありません。ただ、昨今の状況、国においても農道の予算がつかないという状況はあります。全体の枠が縮小されているので、農道をやろうとしてもなかなか補助金がおいてこない。そうしますと、やはり市としても単独でその農道のほうの整備をするというのは、なかなか財政的な負担が大きいという兼ね合いはあります。

ただ、必要なものは必要であるし、あとは、現実、今走っていると、実は市道か農道かわかんないという使い方をされているようなところもあります。これは私が全部言える話ではないんですが、市としても、できるだけ補助金を導入した中で整備をしたいというので、補助要件に合致するのは農道でというようなことを基本的に考えています。市道であった場合には大きな、例えば道整備交付金であったり、そういうところに乗せない限りは単独でやるようになりますので、その辺の使い方も研究しながらですし、こちらのサイドとしては必要な施設だという考え方に変わりはありません。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 説明わかりました。市道整備等であれば市単独、今、出したとおりのわけですね。

そうすると、農道整備の市単独という考え方は、なかなかそれはないということですか、そういう考えに至れないと。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
部長。

○藤田産業観光部長 結果的にこのところ、市単農道というのはできていないと。ただ、考え方としてないわけではないと思っています。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。
〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないですか。

それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

執行部の退席を求めます。

なお、再開前に再度入室いただきますので、控室となっている第3委員会室で待機をお願いいたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時52分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

何かございますか。

山本委員。

○山本委員 今回の農林整備課の予算につきまして、反対するものではございませんが、少し討論をさせていただきます。

94ページの土地改良区等支援費につきましては、

前回、27年度の決算をした折にここのところの根拠がはっきりしないということで、はっきりさせてほしいということを申し入れて、説明をいただきました。その折に、29年度予算を出すときにはここのところをきちんと考えて予算を出して下さるというふうにお約束をいただいたものと思っておりましたが、このたびの予算書では全く同じものが出てきております。

また、先ほどのご説明でも、私の感じるところでは相手方ときちんと協議をしたというようなことも感じられませんでした。やはり貴重な補助金の額でありますので、この辺につきましては、今後きちんと土地改良区の運営費として金額が妥当なものなのか、やっぱり必要なものなのかということをきちんと相手方と、あるいは関係所管の中で協議をしていただいて、今後説明のできるような予算にしていきたいということを申し上げまして、賛成といたします。

以上です。

○櫻田委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、そのほかはないようですので、農林整備課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

それでは、ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたしますが、10分後に会議を開きます。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎商工観光課の審査

○櫻田委員長 それでは、商工観光課の審査に入ります。

◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第16号 那須塩原市企業立地促進条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○八木沢商工観光課長 (議案第16号について説明)

○櫻田委員長 それでは、説明が終わりました。
各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。
何かございませんか。

山本委員。

○山本委員 目的が企業の立地を促進するためという
ことなんです、今これが出てきたというのは、
何か具体的な要因があるんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○八木沢商工観光課長 今この時期に出てきたとい
うことでよろしいのでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○八木沢商工観光課長 特にこの時期ということは
ございませんが、かねてから、現在の工場誘致条
例では非常に奨励措置が低いということで、さら
なる企業誘致と、特に雇用促進という意味合いも
含めまして、新たな条例を制定することによって、
その企業誘致と雇用の拡大を図るということで、
特に時期についてはこの時期ということではござい
ません。

○櫻田委員長 山本委員。

○山本委員 これができるということが多分発表さ
れた後すぐに、これに当たるところがあるとい
うことですぐ出たんですけれども、そのほかに具
体的にどこかの企業がこれを使って那須塩原に進
出してくるなり、何かするというものはあるん
ですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○八木沢商工観光課長 新聞発表もしておりますの
で、国際医療福祉大学がたまたまこの時期に合
致したということの一つでございます。

それから、これから出てくるものにつきましては、
今のところ特に引き合いはありません。ただ、
過去10年間において、この条例に該当するかどうか、

雇用の人数とかそういう条件はあるんですが、
約60前後の企業がありまして、単純に計算すると
年間五、六企業が該当してくるのではないかとい
うことを想定しております。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 ここで議事進行を副委員長に交替し
ます。

(委員長、副委員長と交代)

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 こういった条例は非常にありがたい
し、やっと雇用に気がついたんだなと思って、非
常に評価できるんですが、例えば大田原市なんか
は、媒酌人で一結婚決めますと30万とか50万とか、
いろいろな自治体で金をつけていましたよね。確
かにこの条例もそうなんですけれども、例えば、
紹介してくれて決まれば、紹介してくれた人に10
万円とか、そういった報償金を差上げるとかど
うのこうのという部分の話なんかは出なかった
ですか。

○齊藤副委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 その検討はしてございませ
ん。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 ちょっと山本委員の質問とかぶるん
ですけれども、かなりこれ新聞で先行的に発表、
プレスでもう発表して、その後議決にはなるん
ですけれども、いかんせん広告代の100億円のイ
メージがインパクトでかかったと思うんですけ
れども、その後、問い合わせ等来ていますか。

○齊藤副委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 現在のところはございませ
ん。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○齊藤副委員長 それでは、議事進行を委員長と交

替いたします。

(副委員長、委員長と交代)

○櫻田委員長 それでは、ほかに何かございますか。

[発言する人なし]

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございますか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

執行部の退席を求めます。

なお、再開前に再度入室いただきますので、控室となっている第3委員会室で待機をお願いいたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時16分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第16号 那須塩原市企業立地促進条例の制定については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 議案第16号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第17号 那須塩原市企業立地審議会条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○八木沢商工観光課長 (議案第17号について説明)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございますか。

[「異議なし」と言う人あり]

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時18分

休憩 午後 2時19分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号 那須塩原市企業立地審議会条例の制定については原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第17号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第29号 那須塩原市工場立地法地域準則条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。
課長。

○八木沢商工観光課長 (議案第29号について説明)

○櫻田委員長 説明が終わりました。
各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。
何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時20分

休憩 午後 2時21分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第29号 那須塩原市工場立地法地域準則条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第29号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより予算常任委員会第3分科会に切りかえて審査をいたします。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。
課長。

○八木沢商工観光課長 (議案第7号について説明)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 102ページの巻狩太鼓の修繕と
いうことですが、50万ということを用意し
ていますが、今年度の計画としては、修繕
する太鼓そのものを何個というのか、よくわから
ないのは、計画が当然5カ年計画ということなの
で、内訳も含めてお聞かせ願えればと思います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○八木沢商工観光課長 太鼓は、全部で5種類ござ
います。小さいものから大きいものあるんですが、
その太鼓ごとに、それぞれいつの時期に、練習と
か、それからイベント本番でたたいてますので、
相当痛んできますので、計画的にやるというこ
とで、ことしは、長胴太鼓という種類の太鼓、こ
ちらが4つ、それから附締太鼓というのが8個ある
うち2個ということで、6個の太鼓の修繕を想定
してございます。

○櫻田委員長 鈴木紀委員。

○鈴木（紀）委員 総額で、年間50万ということで、
単純に考えて5カ年ということで、250万の総合
計画の中でということよろしいですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○八木沢商工観光課長 平均化して、同じような予
算になるようにはしていますけれども、若干太鼓
の種類によって修繕費と申しますか、張りかえ料
が変わってきます。

○鈴木（紀）委員 大まか、大体250万ぐらいです
か。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○八木沢商工観光課長 全体では、300万ちょっと
を想定しています。

○鈴木（紀）委員 わかりました。
山本委員。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

○山本委員 先ほど、同じページなんですけど、盆踊
り大会を黒小に変えるといったときに、駅前の工
事が入るからというふうだったんですが、これは
つまり、この駅前の工事のときだけ臨時的にここ
に移るということでよろしいですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○八木沢商工観光課長 その解釈で結構でございま
す。

○山本委員 わかりました。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。
じゃ、ここで進行を副委員長と交代いたします。
(委員長、副委員長と交代)

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 まず、盆踊りの件からなんですけど、
これ、200万になっていますけれども、100回記念
で1回だけでつけたと思うんですね。200万の内
訳、聞かせてください。

○齊藤副委員長 答弁を求めます。
課長。

○八木沢商工観光課長 予算全体としては、実行委
員会の予算になりますので、通常ベースですと私
どもの補助金は約140万ということで、今回は60
万ほど増額しているということになります。団体
のほうでも資金集めに苦慮してございますので、
この60万をどう使うかについては、細かく幾らが
何だということでは、総額的にはいただいている
んですけども、若干少な目というのがありまし
て、盆踊りのやぐらの設置費と記念大会で主にそ
の事業のほうに活用するというでございまして。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 ということは、100回記念でプラス
60万だけ上乗せしたという解釈でよろしいんでし
ょうか。

○齊藤副委員長 答弁を求めます。

課長。

○八木沢商工観光課長 100回記念分と黒磯駅前から黒磯小学校に移転するのに若干施設費がかかるという分が含まれているということになります。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 僕は、黒磯で生まれ育ってあの盆踊りも見ているんですけども、黒磯盆踊りでしたらこの規模でいいと思うんですけども、那須塩原盆踊りだと、いささかこの予算でどうなのかなと思うんですけども、そういったことは関係団体、もしくは庁内で検討されませんでしたか。

○齊藤副委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 こちらにつきましては、庁内の検討というよりも、実行委員会のほうで私どものほうでも当然市の補助金を増額することについては内部で調整、検討すると。そのかわり、自分たちの盆踊りを盛り上げる実行委員会としても費用をどう負担するか、どう増額させていくかということもご検討いただいてということで、双方とも検討いただいた形ということで解釈しております。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 通常ですと、昼間のお祭りもやっって夜もお祭りもやっていたのが通常のスタイルだと思うんですが、今回は、夜だけの盆踊りでこの金額をつけたという解釈でよろしいんですか。

○齊藤副委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 その解釈でよろしいかと思えます。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 それでは、次の中小企業融資預託金の11億円なんですけれども、去年の実績を踏まえた上で、こういった金額が出ていると思うんですけども、私、議員になってから8年目ですけれ

ども、この11億円、4倍強にすると、44億まで借りられるという制度だと思うんですけども、何ら変化がないというのは、経済状況、どういうふうに分析して、この11億円の値段にしたんでしょうか。そこの根拠だけお願いします。

○齊藤副委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 経済状況につきましては、いまだ回復していない、低調であるというような見解でございます。

金額につきましては、現在11億円、4倍強と44億円が使われている実績が6割から7割ぐらいで推移してございます。なので、まだ3割ないし3割5分ほど余裕があるということで11億円のままでの予算措置をしています。

今回、保証料が先付で補助されるという制度も加わりましたので、若干伸びるのかなというふうには考えております。

以上です。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 それでは、118ページなんですけれども、(仮称)まちなか交流センター管理運営方針策定による委託料の100万なんですけど、これは、委託料先というか相手先、委託先は決まっているんでしょうか。お願いします。

○齊藤副委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 現在のところ決まってございません。

○齊藤副委員長 委員長。

○櫻田委員長 じゃ、100万の積算根拠、お伺いします。

○齊藤副委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 前例といたしますか、大体規模によってどれぐらいかかるのかということで、大まかに100万ということで見込んでおります。担当課としましては、この範囲内でできるだけ最

大限の支援をいただきたいという考えで想定しています。

○齊藤副委員長 いいですか。

○櫻田委員長 はい。

○齊藤副委員長 それでは、議事進行を委員長を交代いたします。

(副委員長、委員長と交代)

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 106ページの沼ッ原の公衆トイレ地下タンクの件なんです、これは、この930万のうちどのぐらいの予算、委託料なんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○八木沢商工観光課長 約50万を想定しています。

○吉成委員 約なんです。

○八木沢商工観光課長 細かく言いますと、見積もり額で49万8,960円ですので、ほぼ50万です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 これ、具体的に高圧洗浄するわけですから、高圧洗浄せざるを得ない状況になっているということなんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○八木沢商工観光課長 堆積物がほとんどたまっていて、機能しないということで、それを取り除かないとうまく循環しないということで、もういっぱいいっぱい状況です。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 平成4年に建てたということなんですけれども、やはり観光地でトイレというのは非常に大切な部分だと思うんですね。それを考えると、新設するというか、建てかえるとか、そういった考えはなかったわけですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○八木沢商工観光課長 現在、予算のこともありますので、機能を維持できる修繕もしくは委託等で解消できるものはしたいという考え方と、ただ、トイレは観光地でやはり必要な施設でありますので、これは今後、観光施設の維持管理ということ等も含めて検討していきたいというような考えであります。

○櫻田委員長 吉成委員。

○吉成委員 非常に、那須塩原市にとって観光の財産の一つになっていると思うんですね、ニッコウキスゲとか本当にきれいに咲き誇りますんで。そういった面では、今回はこのような形でのトイレの修繕というか、補修というか、メンテということなんでしょうけれども、先々のことを考えると予算をつけてでも、やっぱり新たなものをつくるべきじゃないかなという気はします。それだけです。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

齊藤委員。

○齊藤副委員長 97ページのグリーングリーンの露天風呂の周辺のメンテの件なんですけれども、これは、箇所数がすごく何カ所もあってこういう話になったのか、それとも一、二カ所目立ったところがあつたので修繕することになったのかという経緯をもう一度お聞かせ願います。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

○八木沢商工観光課長 漏湯する立ち上がった露天風呂で、石積みで、ねじがコンクリートをといますか、モルタルになっていまして、そこから漏湯しているということで、箇所数は5カ所ぐらいですかね、ございます。それをねじ埋めするというイメージでいます。

○櫻田委員長 齊藤委員。

○齊藤副委員長 また別な課になってしまうんですけども、市営住宅の指定管理業者という形であったときには、条項の中には修繕費30万以内は自分たちでやるという条項があるというのもあったんですけども、例えばこの指定管理者が見つくて、壊れた場合は市に言えば全部直してもらえるという形でやらせているのかどうかというのは、どういう状況なんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。
課長。

○八木沢商工観光課長 基本的に10万未満の通常の維持管理は、指定管理者にお願いしてございます。それを超えるものについては、協議しながらということになりますけれども、今回は市において修繕するということです。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。
それでは、ないようですので、質疑を終了することによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
ここで暫時休憩いたします。
執行部の退席を求めます。
なお、再開前に再度入室いただきますので、控室となっている第3委員会室で待機をお願いいたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時54分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第7号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。
執行部から何かございますか。
課長。

○八木沢商工観光課長 (プレデスティネーションキャンペーンに関する取り組みについて)

○櫻田委員長 そのほか、執行部で何かございますか。ないですか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 (観光局職員の採用について)

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

鈴木紀委員。

○鈴木(紀)委員 (那須塩原市盆踊り大会の開催にあたっての周辺住民への配慮について)

○櫻田委員長 そのほか、何か委員の皆さんからありますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、商工

観光課の審査を終了いたします。

なお、この3月いっぱい木下審議監が退職になります。木下審議監においては、那須塩原市の観光の道筋をつけてもらって非常にありがとうございました。4月1日からは、観光局となるこの局長として、今も局長です。本市の観光をよい方向に持って行ってもらえればと思います。知名度については、かなり板室温泉、塩原温泉も上げてもらったんで、そのことに対して非常に敬意を表すところではありますが、最後に4月からなります観光局のこれからの方針並びに抱負等を語っていただければと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、木下審議監、よろしくお願ひします。

○木下産業観光部政策審議監（挨拶。）

○櫻田委員長 それでは、これで産業観光部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。10分後に会議を再開いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎農業委員会事務局の審査

○櫻田委員長 初めに、佐藤事務局長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

局長。

○佐藤農業委員会事務局（挨拶。）

○櫻田委員長 ありがとうございます。

それでは、農業委員会事務局の審査に入ります。

—————◇—————

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 議案第18号 那須塩原市農業委員会委員候補者選考委員会条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

局長。

○佐藤農業委員会事務局（議案第18号について説明）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思ひますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時39分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号 那須塩原市農業委員会委員候補者選考委員会条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○櫻田委員長 次に、議案第21号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

局長。

○佐藤農業委員会事務局長 (議案第21号について説明)

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 特にはない、ないということはないんですけれども、一つせつかくですからちょっと質疑させていただきます。

教育支援カウンセラーのその他というところの時給というのは、どういうふうな実際カウンセラーさんは動きをして時給扱いになるんですか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

○佐藤農業委員会事務局長 基本的には子ども発達支援カウンセラーが子ども未来部のほうに設置されておりまして、同じようなことを教育委員会、学校関係で行うということなんです。所属を分けるためにこういうふうな形で条例化されるということなので、新たにその他の区分ができていないわけじゃなくて、子ども未来部のほうでやっていることを同じようなことを今度は教育部門の中でも必要になったので、この項目をつけ加えているということでございまして、申しわけないですが、内容的なものは。

○櫻田委員長 何かほかにもございますか。

鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 あとは、農業委員の会長とか委員さんがあるんですけども、月額になってますけれども、1日来たときどれくらいで、あと平均すると月何回ぐらい実績あるんですか。これは新規ですけれども、どれくらい年間出てくるんでしょうか。

○櫻田委員長 答弁を求めます。

局長。

○佐藤農業委員会事務局長 実際にはこの金額を出すために年間の業績ということで集計をいたしております。27年度の実績から年間の業務量を出しまして、それを年間の予算額で割って単位業務当たりの単価というのを求めました。それから29年度新体制の中で行う業務を掛けて、それを割り込んでいって、人数で割って、月で割って月額を出しているということで、業務としては年間の業務量が1,357回ということになっております。全体、20人で1年間に1,357回の業務機会がある。実際にそれを27年度の予算執行額を割り込んでいくと単位業務が出てきて、それを新たな業務で掛け算して5万3,000円なり4万1,000円なりの数字が出

ているということですよ。

○鈴木（伸）委員 結構です。

○櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思いますのですが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時51分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますのですが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第21号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第21号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

○櫻田委員長 これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

局長。

○佐藤農業委員会事務局長（議案第7号について説明）

○櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思いますのですが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時01分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

局長。

○佐藤農業委員会事務局長 (農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集について)

○櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 その他ないようですので、以上で農業委員会事務局の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

それでは、ここで執行部退席のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時05分

○櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎陳情の審査

○櫻田委員長 ただいまから陳情の審査に入ります。

◎陳情第2号の質疑、討論、採決

○櫻田委員長 陳情第2号 「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情を議題といたします。

概要の説明については、先般の協議会において決定のとおり省略いたします。

それでは、各委員の意見をお受けいたします。

何かございますか。

君島委員。

○君島委員 私はこの陳情につきましては不採択でお願いをしたいなと思っております。

まず1点目につきましては、平成29年度の予算概算要求で計上された予算額の確保を図ることとございます。もう既に国におきましては通常国会が開催され、29年度の予算は衆参各委員会のほうの中で審議をされる状況になっておりますので、大変もう間に合わない状況でございますし、また4点目にあります公共建物等の木造化ということでございますが、こういったものにつきましては国土交通省のほうの事業の中で木造化に対する建物についての補助というようなものも既にできております。

何よりも申請者であります栃木地域森林労連ということでございますので、当然この方たちが自分たちで国のほうの林業行政、ここに携わっている方ですから、こういったものにつきましては、こういった方々がみずから国のほうに提案等をして実施をするというような手順でいくべきもので

あって、市町村のほうからの意見書によってどうこうするというものではなく、自分たちで提案をしながらやって、それに応援という意味での意見書の提出ということであればわかりますが、そういった意味合いではないので、こういったものにつきましては不採択とすべきだと思いますので、皆さんのご賛同をお願いしたいと、このように思います。

○櫻田委員長 それでは、ほかにございませんか。

玉野委員。

○玉野委員 さらに君島さんのお話を聞きたいんですけれども、なぜ彼らはこういう組合として動いていたんでしょうか。

○櫻田委員長 玉野委員に申し上げます。意見ですから。

○玉野委員 もうちょっともう少し聞きたいんですけれども。

○櫻田委員長 いや、意見ですから、質疑じゃありませんので。

〔「個々の意見ということですね」と言う人あり〕

○櫻田委員長 ほかに意見はございませんか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、これから討論を行います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○櫻田委員長 それでは、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

まずは、本件を採択すべきものとするかお諮りいたします。

陳情第2号 「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情について、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫻田委員長 賛成が過半数を満たしていません。

改めてお諮りします。

それでは、続きまして、陳情第2号 「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情についてを不採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫻田委員長 賛成過半数と認め、よって、陳情第2号は不採択とすべきものとするに決しました。

以上で陳情第2号の審査を終了いたします。



◎その他

○櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○櫻田委員長 それでは、ないようですので、事務局から何かございますか。

事務局。

○磯議会事務局書記 （事務局事務連絡。）

○櫻田委員長 それでは、その他を終了します。



◎閉会の宣告

○櫻田委員長 以上で今定例会における当委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださるようお願い

いたします。

それでは、これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時12分